

部	班	事務分掌	活動手順の頁
		2) 勤務時間外における市民等からの連絡対応	3-2-10
		3) 公務災害補償	—
4) 被災職員に対する給付および援助		—	
5) 人的支援の受援に係る庁内調整		3-2-22	
6) 他班実施事項の応援(部外を含む。)		3-5-3	
働き方・業務改革推進班		1) 人事班実施事項の応援	—
市民環境部	部内各班共通	1) 市民環境部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導 2) リ災者の収容および収容施設の供与	
	生活環境班	1) 行方不明者の捜索	3-3-27
		2) 一般財団法人彦根市事業公社等関係機関との連絡調整	3-4-34
		3) 彦根愛知犬上広域行政組合小八木中継基地との連絡調整	3-4-29, 3-4-34
		4) 死体の処理および収容	3-3-28, 3-3-57
		5) 火葬(彦根愛知犬上広域行政組合紫雲苑との連絡調整に関するを含む。)	3-3-30
		6) し尿処理	3-4-34
		7) 公害の予防	—
		8) 特定動物による危害防止および愛玩動物救護に関する対策	3-4-39
		9) 廃棄物の処理等	3-4-31, 3-4-36
	ライフサービス班	1) 避難誘導	3-3-9
		2) 避難所等開設運営および相談所	3-3-8, 3-4-8
		3) リ災者の収容	3-4-9
		4) 収容施設の供与	3-4-9
		5) 火葬の許可	3-3-30
		6) 生活環境班・清掃センター班実施事項の応援	—
	保険年金班	1) 炊き出し	3-4-14
		2) 災害に伴う国民年金保険料の免除等	4-1-5
		3) 災害に伴う国民健康保険料、介護保険料および後期高齢者医療保険料の減免等	4-1-5
		4) 生活環境班実施事項および清掃センター班実施事項の応援	—
	清掃センター班	1) 清掃施設の災害対策	—
		2) 消毒および清掃	3-4-29
		3) 廃棄物の処理等	3-4-31, 3-4-36
4) 特定動物による危害防止および愛玩動物救護に関する対策		3-4-39	
福祉保健部	部内各班共通	(1) 福祉保健部が担当する避難場所等の開設運営および避難誘導	
	社会福祉班	1) 災害救助の全般的な企画および災害救助法に基づく救助事務を分掌する各班の連絡調整	—
		2) 避難行動要支援者対策	3-2-7, 3-4-23
		3) 福祉施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 3-3-35
		4) 民間救助団体との連絡調整	—
		5) 行方不明者の捜索	3-3-27
		6) 避難行動要支援者および危険区域の要配慮者利用施設への避難情報等の周知および伝達	3-3-1
		7) 物資等の供給	3-4-13, 3-4-18
		8) 福祉避難所の開設・運営	3-4-25
		9) 災害ボランティア	3-5-1
		10) 赤十字奉仕団の動員	3-5-1
		11) 法律に基づく従事命令等による活動要員の確保	—

部	班	事務分掌	活動手順の頁	
		12) り災証明の発行	4-1-2	
		13) り災見舞金の募集および分配	3-5-7	
		14) 救助費支給および救助費予算要求	3-2-19	
		15) 生活再建に係る資金の支給・貸付	4-1-4	
		16) 被災者に対する生活保護の適用	—	
	高齢福祉推進班	1) 要支援者および要介護者の被害状況の調査報告	3-3-9	
		2) 避難行動要支援者対策	3-2-7, 3-4-23	
		3) 指定管理施設の配備体制に係る連絡等	3-2-2	
		4) 指定管理施設の被害状況の調査報告	3-2-2	
		5) 介護保険サービス事業所の被害状況の調査報告	3-2-2	
		6) 要支援者等の社会福祉施設等への受入調整等	3-4-25	
		7) 所管施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 3-3-35	
		8) 社会福祉班実施事項の応援	—	
		9) 健康推進班実施事項の応援	—	
	障害福祉班	1) 避難行動要支援者対策	3-2-7, 3-4-23	
		2) 関係施設の被害状況の調査報告	3-2-2	
		3) サービス等提供事業所の被害状況調査報告	3-2-2	
		4) 在宅障害者の被害状況の調査報告	3-3-9	
		5) 在宅障害者の社会福祉施設等への受入調整等	3-4-25	
		6) 手話通訳等ボランティア確保等の調整	3-4-25	
		7) 障害者福祉センターの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 3-3-35, 4-3-2	
		8) 社会福祉班実施事項の応援	—	
	健康推進班	1) 避難行動要支援者対策	3-2-7, 3-4-23	
		2) 医療施設との連絡調整	3-3-25	
		3) 救護班の編成および救護所の運営の調整	3-3-25	
		4) 傷病者の収容、応急手当その他医療についての連絡調整	3-3-25	
		5) 救助薬品および医療資機材の供給および確保についての連絡調整	3-3-25	
		6) 予防接種	3-4-27	
		7) 防疫班の編成	3-4-27	
		8) 休日急病診療所の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 3-3-35, 4-3-2	
		9) 避難住民の健康支援	3-4-27	
	こども家庭部	部内各班共通	1) こども家庭部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導 2) り災者の収容および収容施設の供与。 3) 社会福祉班実施事項の応援	
		こども若者支援班	1) 児童の災害対策	3-3-1, 3-5-13
2) 被災児童の保護			4-1-4	
3) 避難行動要支援者対策			3-2-7, 3-4-23	
4) 所管施設(東山児童館を除く。)の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)			3-2-2, 3-3-35, 4-3-2	
母子保健班		1) 妊産婦の救護	3-3-23	
		2) 避難行動要支援者対策	3-3-2, 3-3-10	
		3) 健康推進班実施事項の応援	—	
幼児班		1) 関係機関の被害状況の調査報告	3-2-2, 3-5-13	
		2) 被災園児等の保護	4-1-4	
		3) 避難行動要支援者対策	3-2-7, 3-4-23	
		4) 所管施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 3-3-35, 4-3-2	
発達支援センター班		1) 避難行動要支援者対策	3-2-7, 3-4-23	
		2) 発達支援センターの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 3-3-35, 4-3-2	

部	班	事務分掌	活動手順の頁
	幼稚園保育所班	1) 園児の避難誘導	3-5-13
		2) 保護者・地域等への連絡調整	3-5-13
		3) 幼稚園・保育所・認定こども園の災害対策	3-5-13, 3-5-14, 3-5-16
		4) 被災園児等の保護	4-1-4
観光文化戦略部	部内各班共通	1) 観光文化戦略部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導 2) り災者の収容および収容施設の供与 3) 他班実施事項の応援(部外を含む。)	
	観光交流班	1) 観光資源、観光施設等の災害対策(応急・復旧対策含む)	3-2-2, 3-3-35, 4-3-2
		2) 観光客(訪日外国人含む)に対する安全確保	3-3-12
		3) 帰宅困難者対策(情報提供・誘導)	3-3-12
	エンタテインメント班	1) 部内の他班実施事項の応援	
文化財班	1) 文化財の災害対策		
文化振興班	1) ひこね市文化プラザ、高宮地域文化センターおよびみずほ文化センターの災害対策		
産業部	部内各班共通	1) 産業部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導 2) り災者の収容および収容施設の供与	
	農林水産班	1) 農林水産関係被害状況の調査報告および災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 3-3-20, 3-3-21, 3-3-40, 3-4-5, 4-2-1, 4-3-2
		2) 農村環境改善センターの災害対策	3-2-2, 3-3-35, 4-3-1
		3) 農道等緊急輸送手段の確保	3-2-11
		4) 農業集落排水処理施設の災害	3-3-40, 3-4-5
		5) 財産区の災害対策	3-3-13
		6) 農林水産関係の食糧の確保	3-4-13
		7) 被害関係に対する融資の調査	4-2-1
		8) 風評被害対策	4-2-1
	地域経済振興班	1) 商工業関係の被害調査	3-2-2
		2) 中小企業関係の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)および連絡調整	3-2-2, 3-3-35, 4-3-1
		3) 被災商工業者等に対する金融調査	4-2-2
		4) 雇用の安定確保	4-1-4
		5) 帰宅困難者への情報提供、誘導等の対策	3-3-12
6) 風評被害対策。		4-2-1	
7) 農林水産班実施事項の応援。		-	
農業委員会班	1) 農業委員会関係の連絡調整 2) 農林水産班実施事項の応援	3-2-2 -	
建設部	部内各班共通	1) 建設部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導 2) り災者の収容および収容施設の供与	
	建設管理班	1) 道路施設および河川施設の被害状況の取りまとめ報告	3-2-2, 3-3-32, 3-3-39
		2) 土木建設資材等の災害応急物資の輸送	3-2-11
		3) 県道、市道等の緊急輸送道路の確保	3-2-14
		4) 公共土木施設の復旧	4-3-2
		5) 災害時の道路の交通規制、統制等交通	3-2-11
		6) 法律に基づく従事命令等による活動要員の確保	3-2-23
	道路河川班	1) 道路施設および河川施設の危険情報および被害状況の調査	3-2-2, 3-3-32, 3-3-39
		2) 雨量および河川水位の記録	3-1-1, 3-1-5, 3-1-8
		3) 道路、橋りょう、河川、堤防、急傾斜地等の危害防止お	3-3-32, 3-3-35, 3-3-39, 3

部	班	事務分掌	活動手順の頁
		よび応急修理	-3-42
	建築班	1) 市有建築物の応急対策(予防対策、応急対策および復旧対策を含む。)および被害状況の調査報告	3-2-2, 3-3-35, 4-3-2
		2) 避難所その他の仮設建築物の建築	3-5-11
		3) その他営繕	-
		4) 建設管理班および道路河川班実施事項の応援	-
都市政策部	部内各班共通	1) 都市政策部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導 2) リ災者の収容および収容施設の供与 3) 部内の他班実施事項の応援	
	都市計画班	1) 公園および街路樹の災害対策	3-2-2
		2) 二次災害防止のための被災宅地危険度判定調査	3-3-35, 3-3-38
	建築指導班	1) 二次災害防止のための被災建築物応急危険度判定調査	3-3-35, 3-3-37, 3-3-42
		2) 被災建築物の復旧のための建築相談	3-3-37
		3) 屋外広告物の被害状況の調査報告に関すること。	-
	交通政策班	1) 交通途絶箇所および交通う回路の情報収集等	3-2-11
		2) 災害時の交通規制の統制等交通対策	3-2-11
3) 鉄道、バス等緊急輸送手段の確保		3-2-15	
4) 所管施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)		3-2-2, 4-3-2	
住宅班	1) 市営住宅の応急対策(予防対策、応急対策および復旧対策を含む。)および被害状況の調査報告	3-2-2, 3-3-35, 4-3-2	
上下水道部	部内各班共通	1) 上下水道部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導 2) リ災者の収容および収容施設の供与 3) 部内の他班実施事項の応援。	
	上下水道総務班	1) 上下水道施設の被害の総合調整	3-2-2, 3-4-1, 3-4-3
		2) 上下水道施設の被害に関する市民への周知・広報	3-4-1, 3-4-3
		3) 上下水道職員の動員派遣	3-4-1, 3-4-3
		4) 上下水道施設に関する緊急予算編成および資金の調達	4-3-2
	上下水道業務班	1) 上下水道施設の被害状況の調査報告	3-2-2, 3-4-1, 3-4-3
		2) 機動給水および応急給水所の設置	3-4-11
		3) 上水道応急復旧資機材の確保	3-4-1
		4) 災害に伴う下水道使用料および受益者負担金の減免等	4-1-5
	下水道建設班	1) 下水道施設の災害対策	3-4-3
		2) 下水道施設の被害状況の調査報告	3-2-2, 3-4-3
		3) 下水道機器および修理資材の確保	3-4-3
		4) 下水道施設の復旧	4-3-2
上水道工務班	1) 上水道施設の災害対策	3-4-1	
	2) 上水道施設の被害状況の調査報告	3-2-2, 3-4-1	
	3) 上水道施設に係る緊急処置および応急対策	3-4-1	
	4) 上水道施設の復旧	4-3-2	
教育部	部内各班共通	1) 教育部が担当する避難場所等の開設運営および避難誘導	
	教育総務班	1) 教育部内職員の動員派遣	3-5-14
		2) 教育財産の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-2-2, 3-5-14, 4-3-2
		3) 教育関係義援金品の受領、保管および配分	3-5-6, 3-5-7
		4) 帰宅困難者への情報提供、誘導等の対策	3-3-12
		5) その他教育部の業務であって、他の班に属さないこと	-
	学校教育班	1) 学校教育財産を避難所に開放することについての協力	3-4-10
		2) 教育施設への避難情報等の周知および伝達	3-3-8, 3-4-10
3) 被災児童生徒等に対する安全確保		3-5-13	
4) 学校給食センターの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)		3-5-18	

部	班	事務分掌	活動手順の頁
		5) 被災児童生徒等に対する教育および保健	3-5-17
		6) 被災児童生徒等の学用品(災害救助法に基づく学用品の支給を含む。)	—
		7) 生涯学習班実施事項の応援。	—
	学校支援・人権・いじめ対策班	1) 学校教育班実施事項の応援	—
		2) 生涯学習班実施事項の応援	—
	生涯学習班	1) 社会教育施設および放課後児童クラブの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-5-14, 4-3-2
		2) 公民館等の避難場所	3-3-8
		3) 学校教育班実施事項の応援	—
	学校 I C T 推進班	1) 学校教育班実施事項の応援	—
		2) 生涯学習班実施事項の応援	—
	彦根城博物館班	1) 彦根城博物館の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-5-14, 4-3-2
		2) 学校教育班実施事項の応援	—
	図書館班	1) 図書館の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	3-5-14, 4-3-2
2) 教育総務班実施事項の応援		—	
消防部	消防総務班	1) 職員の参集状況の確認	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		2) 消防団の出動状況の把握	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		3) 消防関係機関との連絡	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		4) 消防用資機材の調達および補給	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		5) 消防職団員の食糧、飲料水および医薬品の調達および供給	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		6) 部内の他班に属さないこと	—
	予防班	1) 災害に関する情報の収集および整理	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		2) 広報および宣伝	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
	警防班	1) 消防活動	3-3-20, 3-3-45, 3-3-45, 3-3-57
		2) 特別部隊	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		3) 応援要請	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		4) 応援部隊に対する誘導および指示	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
	通信指令班	1) 消防無線の運用および通信統制	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		2) 情報の受理ならびに指示および命令の伝達	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		3) 非常招集	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		4) 部隊の運用	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
	消防署班	1) 情報収集および報告	3-2-2
		2) 参集員の把握および出動隊の編成	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		3) 消防隊の運用	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		4) 災害防御	3-3-6

部	班	事務分掌	活動手順の頁
		5) 人命救助および避難	3-3-6, 3-3-9, 3-3-13, 3-3-16
		6) 行方不明者の搜索	3-3-27
		7) 現場広報	3-3-6, 3-3-13, 3-3-16
		8) 応急救護所の設置	3-3-13
		9) 資機材等の運搬	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		10) 消防資機材の保全	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
		11) 指揮隊の運用	3-3-13, 3-3-16, 3-3-20, 3-3-43, 3-3-45, 3-3-57
病院部	病院事務局	1) 各種施設等の避難対策	3-3-11
		2) 病院等の被災状況の把握	3-2-2, 3-3-27
		3) 災害による傷病者の救護	3-3-22, 3-3-25
		4) 移送体制の確保	3-3-25
		5) 医薬品、衛生材料等の確保および調達	3-3-22
		6) 病院施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)	4-3-2

支部	事務分掌	活動手順の頁
鳥居本支部 河瀬支部 亀山支部 高宮支部 稲枝支部	1) 本部との連絡	—
	2) 支部管内地区住民に対する災害広報活動	3-2-7
	3) 災害予報および災害状況の即報	3-2-2
	4) 応援班および救護班の出動要請	3-2-2
	5) 消防分団その他民間救助団体との連絡	3-2-2
	6) 避難所および相談所	3-3-8, 3-4-9
	7) 埋火葬	3-3-30
	8) その他特命事項	—

※災害時の初動期に職員のとるべき行動等の詳細は「彦根市職員災害時初動マニュアル」による  
 ※緊急初動対策チームの活動の詳細は「緊急初動対策チーム活動マニュアル」による  
 ※他班の応援が事務分掌の班は、応援する班の内容を参照する

## 第4節 応援要請・受援等

発災直後 ～ 災害終了	<b>(1) 組織的な応援要請</b>		<b>担当部</b>	<b>本編のページ</b>	<b>マニュアル編のページ</b>
	1 <input type="checkbox"/>	応援の要請・要求を行う	市長直轄組織 総務部 人事部 関係部局	3-2-14	3-2-22
	2 <input type="checkbox"/>	受援体制を確保する	市長直轄組織 人事部 各班		
	3 <input type="checkbox"/>	応援要員の撤収の要請を行う	市長直轄組織 総務部 人事部		
	<b>(2) 従事命令による活動要員の確保</b>		<b>担当部</b>	<b>本編のページ</b>	<b>マニュアル編のページ</b>
	1 <input type="checkbox"/>	必要に応じて、従事命令を行う	建設部 消防部	3-2-17	3-2-23
	2 <input type="checkbox"/>	必要に応じて、従事命令を解除する	建設部 消防部		
	3 <input type="checkbox"/>	日当、旅費、超過勤務手当、扶助金、損失補償等の実費を弁償する	建設部 消防部		
	<b>(3) 協力命令による活動要員の確保</b>		<b>担当部</b>	<b>本編のページ</b>	<b>マニュアル編のページ</b>
1 <input type="checkbox"/>	必要に応じて、協力命令を行う	市長直轄組織	3-2-17	3-2-24	
2 <input type="checkbox"/>	協力命令時の命令対象者の負傷、疾病、または死亡を確認する	市長直轄組織			
3 <input type="checkbox"/>	扶助金の実費を弁償する	市長直轄組織			
他都市発災直後 ～ 災害終了	<b>(4) 他自治体への支援の実施</b>		<b>担当部</b>	<b>本編のページ</b>	<b>マニュアル編のページ</b>
	1 <input type="checkbox"/>	被災地の支援ニーズを把握する	市長直轄組織	3-2-18	3-2-25
	2 <input type="checkbox"/>	必要に応じて、災害支援対策本部を設置する	市長直轄組織		
	3 <input type="checkbox"/>	災害支援対策本部を運営する	市長直轄組織		
	4 <input type="checkbox"/>	災害支援対策本部を閉鎖する	市長直轄組織		

# 第3章 人命の確保

## 第1節 避難行動

【風水害】 発災前 ～ 発災直後	(1) 避難指示等の発令		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	避難指示等の発令について検討する	市長直轄組織	3-3-1	3-3-1
	2 <input type="checkbox"/>	避難指示等を伝達する	企画振興部		
	3 <input type="checkbox"/>	避難行動要支援者に避難指示等を伝達する	福祉保健部 こども家庭部		
4 <input type="checkbox"/>	要配慮者利用施設に避難指示等を伝達する	福祉保健部 こども家庭部			
【地震・事故】 発災直後 ～ 3時間後	(2) 警戒区域等の設定		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	警戒区域等を設定する	建設部 消防部	3-3-3	3-3-6
2 <input type="checkbox"/>	警戒区域等の設定を周知する	市長直轄組織			
↓	(3) 指定緊急避難場所の開設・閉鎖		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	指定緊急避難場所を開設する	避難場所関係 班	3-3-3	3-3-8
2 <input type="checkbox"/>	指定緊急避難場所を閉鎖する	避難場所関係 班			
【風水害】 発災前～ 発災直後	(4) 避難誘導		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	市民の避難誘導を行う	市民環境部 消防部	3-3-4	3-3-9
	1 <input type="checkbox"/>	施設利用者等の避難を確認する	福祉保健部 こども家庭部 病院部 教育部		
1 <input type="checkbox"/>	避難行動要支援者の安否を確認する	福祉保健部 こども家庭部			
【地震・事故】 発災直後 ～ 3時間後	(5) 帰宅困難者対策		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
1 <input type="checkbox"/>	帰宅困難者に情報を提供する	市長直轄組織 市民環境部 産業部	3-3-7	3-3-12	

## 第2節 救助救急対策

発災直後 ～ 3日後	(1) 救助救急活動		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	救助・救急活動体制を確立する	消防部	3-3-9	3-3-13
	2 <input type="checkbox"/>	救助資機材を確保する	消防部		
	3 <input type="checkbox"/>	救助・救急活動を行う	消防部		

## 第3節 消火活動

発災直後 ～ 3日後	(1) 消火活動		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	消火活動体制を確立する	消防部	3-3-11	3-3-16
	2 <input type="checkbox"/>	消火広報を行う	消防部		
	3 <input type="checkbox"/>	消火活動を行う	消防部		

## 第4節 水防活動

発災前 ～ 1日後	(1) 緊急調査の実施		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	所管施設の緊急調査の実施体制を確立する	建設部 産業部	3-3-14	3-3-20
	2 <input type="checkbox"/>	所管施設の緊急調査を実施する	建設部 産業部		
↓					
1日後 ～ 1か月後	(2) 応急措置の実施		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	所管施設の応急措置の実施体制を確立する	建設部 産業部	3-3-14	3-3-21
	2 <input type="checkbox"/>	所管施設の応急措置を行う	建設部 産業部		

## 第5節 医療救護対策

発災直後 ～ 3日後	(1) 医療救護体制の確立		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	応急医療体制を確保する	福祉保健部 こども家庭部 病院部	3-3-16	3-3-22
	2 <input type="checkbox"/>	救護所を設置する	福祉保健部 こども家庭部		
	3 <input type="checkbox"/>	医薬品、衛生材料を確保する	福祉保健部 こども家庭部 病院部		
↓					
発災直後 ～ 2か月後	(2) 医療救護活動		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	医療救護活動を実施する	福祉保健部 こども家庭部 病院部	3-3-18	3-3-25
	2 <input type="checkbox"/>	移送体制を確保する	福祉保健部		

	<input type="checkbox"/>	こども家庭部 病院部		
--	--------------------------	---------------	--	--

## 第6節 行方不明者の捜索、遺体の収容および火葬等

発災直後 ～ 10日後	(1) 行方不明者の捜索		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	行方不明者の捜索実施体制を確立する	市民環境部 消防部	3-3-20	3-3-27
2 <input type="checkbox"/>	行方不明者を捜索する	市民環境部 福祉保健部 消防部			
↓ 発災直後 ～ 10日後	(2) 遺体の収容		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	遺体の収容実施体制を確立する	市民環境部	3-3-20	3-3-28
2 <input type="checkbox"/>	遺体の収容・安置を行う	市民環境部			
↓ 発災直後 ～ 10日後	(3) 遺体の火葬		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	遺体の火葬計画を作成する	市民環境部	3-3-21	3-3-30
2 <input type="checkbox"/>	遺体の火葬を行う	市民環境部			

## 第7節 二次災害防止活動

1日後 ～ 1か月後	(1) 道路施設の応急対策		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	所管する道路、橋りょうの緊急点検調査を実施する	建設部	3-3-23	3-3-32
2 <input type="checkbox"/>	所管する道路、橋りょうの応急復旧を行う	建設部			
1日後 ～ 1か月後	(2) 公共施設の危険度判定および応急対策		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	公共施設の危険度判定調査を実施する	総務部 建設部 都市政策部	3-3-23	3-3-35
2 <input type="checkbox"/>	公共施設の応急復旧を行う	総務部 建設部			
1日後 ～ 1か月後	(3) 一般建築物、宅地等の危険度判定		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	被災建築物応急危険度判定実施本部を設置する	都市政策部	3-3-24	3-3-37
	2 <input type="checkbox"/>	被災建築物応急危険度判定実施本部を運営する	都市政策部		
	3 <input type="checkbox"/>	被災建築物応急危険度判定実施本部を閉鎖する	都市政策部		
	1 <input type="checkbox"/>	被災宅地危険度判定実施本部を設置する	都市政策部		
	2 <input type="checkbox"/>	被災宅地危険度判定実施本部を運営する	都市政策部		
3 <input type="checkbox"/>	被災宅地危険度判定実施本部を閉鎖する	都市政策部			

## 第4章 安定した生活の維持

### 第1節 ライフラインの応急復旧

1日後 ～ 災害終了	(1) 水道施設の応急復旧		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	<input type="checkbox"/> 1	上水道施設の被害調査を行う	上下水道部	3-4-1	3-4-1
	<input type="checkbox"/> 2	上水道施設の応急復旧体制を確立する	上下水道部		
	<input type="checkbox"/> 3	上水道施設の応急復旧を実施する	上下水道部		
	(2) 公共下水道施設の応急復旧		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	<input type="checkbox"/> 1	下水道施設の被害調査を行う	上下水道部	3-4-2	3-4-3
	<input type="checkbox"/> 2	下水道施設の応急調査および応急措置を行う	上下水道部		
	<input type="checkbox"/> 3	下水道施設の応急復旧体制を確立する	上下水道部		
	<input type="checkbox"/> 4	下水道施設の応急復旧を実施する	上下水道部		
	(3) 農業集落排水施設の応急復旧		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	<input type="checkbox"/> 1	農業集落排水施設の応急復旧体制を確立する	産業部	3-4-3	3-4-6
	<input type="checkbox"/> 2	農業集落排水施設の応急復旧を実施する	産業部		
	(4) ライフライン関係機関との調整		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	<input type="checkbox"/> 1	ライフライン施設の被害状況を確認する	市長直轄組織	3-4-4	3-4-7
<input type="checkbox"/> 2	ライフライン施設の復旧状況を確認する	市長直轄組織			

### 第2節 避難生活支援

【風水雪害】 発災前 ～ 災害終了 【地震・事故】 発災直後 ～ 災害終了	(1) 避難所の開設・運営・閉鎖		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	<input type="checkbox"/> 1	避難所を開設する	総務部 市民環境部 教育部	3-4-7	3-4-9
	<input type="checkbox"/> 2	避難所を運営する	総務部 市民環境部 教育部		
	<input type="checkbox"/> 3	避難所を閉鎖する	総務部 市民環境部 教育部		

## 第3節 生活救援

発災直後 ～ 1か月後	(1) 給水		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	応急給水体制を確立する	上下水道部	3-4-10	3-4-12
	2 <input type="checkbox"/>	応急給水を実施する	上下水道部		
	(2) 食糧の調達供給		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	食糧を確保する	市長直轄組織 総務部 福祉保健部 産業部	3-4-11	3-4-14
	2 <input type="checkbox"/>	食糧を供給する	市長直轄組織 総務部 福祉保健部		
	3 <input type="checkbox"/>	炊き出しを実施する	市民環境部		
	(3) 生活必需品の調達供給		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	生活必需品を確保する	市長直轄組織 総務部 福祉保健部	3-4-12	3-4-19
	2 <input type="checkbox"/>	生活必需品を供給する	市長直轄組織 総務部 福祉保健部		
	(4) 燃料の調達供給		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	燃料を確保する	市長直轄組織 総務部	3-4-13	3-4-22
	2 <input type="checkbox"/>	燃料を供給する	市長直轄組織 企画振興部 総務部		

## 第4節 要配慮者支援

1日後 ～ 1週間後	(1) 避難所における要配慮者支援		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	要配慮者のニーズを把握する	福祉保健部 こども家庭部	3-4-14	3-4-23
2 <input type="checkbox"/>	要配慮者の避難生活支援等を実施する	福祉保健部 こども家庭部			
↓  1日後 ～ 1か月後	(2) 福祉避難所等の開設・運営・閉鎖		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	福祉避難所等を開設する	福祉保健部	3-4-14	3-4-26
	2 <input type="checkbox"/>	福祉避難所等を運営する	福祉保健部		
	3 <input type="checkbox"/>	福祉避難所等を閉鎖する	福祉保健部		

## 第3節 住宅対策

1日後 ～ 10日後	(1) 住宅関連の障害物除去		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	住宅関連の障害物の除去の申込みを受付ける	都市政策部	3-5-6	3-5-8
2 <input type="checkbox"/>	住宅関連の障害物の除去を実施する	都市政策部			
3日後 ～ 1か月後	(2) 住宅の応急修理		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	住宅の応急修理の申込みを受付ける	都市政策部	3-5-6	3-5-9
2 <input type="checkbox"/>	住宅の応急修理を実施する	都市政策部			
1週間後 ～ 災害終了	(3) 応急仮設住宅の設置		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	応急仮設住宅の建設等準備を実施する	建設部 都市政策部	3-5-7	3-5-11
2 <input type="checkbox"/>	応急仮設住宅入居者を決定する	建設部 都市政策部			

## 第4節 文教関係の応急対策

発災直後 ～ 3時間後	(1) 園児、児童・生徒の安全を確保する		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	園児、児童・生徒の安全を確保する	こども家庭部 教育部	3-5-9	3-5-13
発災直後 ～ 1か月後	(2) 文教施設等の応急対策		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	所管する施設の被害状況を把握する	こども家庭部 教育部 観光文化戦略部	3-5-9	3-5-14
2 <input type="checkbox"/>	所管する施設の応急修理を行う	こども家庭部 教育部 観光文化戦略部			
1週間後 ～ 1か月後	(3) 応急保育・応急教育対策		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	応急保育を実施する	こども家庭部	3-5-9	3-5-16
	1 <input type="checkbox"/>	応急教育を実施する	教育部		
	(4) 学校給食の応急措置		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
1 <input type="checkbox"/>	学校給食に関する応急措置を行う	教育部	3-5-10	3-5-18	
3時間後 ～ 1か月後	(5) 教科書等の調達および支給等		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	児童・生徒等に対する援助を実施する	教育部	3-5-10	3-5-19
3時間後 ～ 1か月後	(6) 文化財の応急対策		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	文化財の応急対策実施体制を確立する	観光文化戦略部	3-5-11	3-5-20
2 <input type="checkbox"/>	文化財の応急措置を行う	観光文化戦略部			

## 第4部 災害復旧・復興

### 第1章 被災者の生活再建支援

1週間後 ～ 災害終了	(1) 総合相談窓口の設置		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	総合相談窓口を設置する	企画振興部	4-1-1	4-1-1
	2 <input type="checkbox"/>	総合相談窓口を運営する	企画振興部		
1週間後 ～ 災害終了	(2) リ災証明書の発行		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	災害に係る住家の被害認定調査を実施する	総務部	4-1-3	4-1-2
	2 <input type="checkbox"/>	り災証明書発行の準備を行う	福祉保健部 消防部		
	3 <input type="checkbox"/>	り災証明書を発行する	福祉保健部 消防部		
	4 <input type="checkbox"/>	被災者台帳を作成する	総務部		
1週間後 ～ 災害終了	(3) 被災者等への支援		担当部	本編の ページ	マニュアル 編のページ
	1 <input type="checkbox"/>	生活再建に係る資金の支給・貸付を行う	福祉保健部	4-1-4	4-1-4
	2 <input type="checkbox"/>	住宅の再建支援を行う	建設部		
	3 <input type="checkbox"/>	税金や保険料等の減免・猶予を行う	総務部 市民環境部 上下水道部		
	4 <input type="checkbox"/>	雇用の安定を確保する	産業部		
	5 <input type="checkbox"/>	被災園児等を保護する	こども家庭部		

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

※1 動員配備基準表

動員	警戒第1号	警戒第2号	災対第1配備	災対第2配備	災対第3配備
目的	情報収集	避難に備える	中規模災害対応	複数の中規模災害対応	大規模災害対応
体制	警戒体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制		
次の配備基準に達した場合は、市長に具申する。					
配備基準	<p><b>A</b></p> <p>ア 次の警報の1以上が本市に発表されたとき</p> <p>①大雨警報（浸水害、土砂災害）</p> <p>②暴風警報</p> <p>③洪水警報</p> <p>イ 次の注意報等の1以上が本市に発表され、危機管理監・危機管理課長・道路河川課長・警防課長が協議し、必要と認めるとき</p> <p>①大雨注意報</p> <p>②洪水注意報</p> <p>③大雪警報・暴風雪警報</p> <p><b>B</b></p> <p>ア 土砂災害が発生したとき</p> <p>イ 土砂災害警戒情報が発表されたとき</p> <p>ウ その他本市において土砂災害の危険が高いと判断され、危機管理監・危機管理課長・道路河川課長・警防課長が協議し、必要と認めるとき</p> <p><b>C</b></p> <p>自主避難施設の開設が必要と見込まれるとき</p>	<p>ア 次の警報の1以上が本市に発表され、かつ、災害の発生が大きく予想されるときで、危機管理監・人事部長・建設部長・消防長が協議し、必要と認めるとき</p> <p>①大雨警報（浸水害、土砂災害）</p> <p>②暴風警報</p> <p>③洪水警報</p> <p>④大雪警報・暴風雪警報</p> <p>イ 河川水位が避難判断水位を超え、さらに水位の上昇が予想されるとき</p>	<p>ア 気象業務法に基づく大雨・洪水・暴風警報およびその他の注意報が発表され、市本部を設置して、その対策を必要とするとき。</p> <p>イ 気象業務法に基づく大雨・暴風・暴風雪・大雪特別警報が発表されたとき。</p> <p>ウ 大規模な地震、火災、爆発、水難事故等が発生し、市本部を設置して、その対策を必要とするとき。</p> <p>エ その他災害救助法による救助を要する災害が発生したとき</p>		

※現状の体制で対応困難と市長が判断した場合は、次の体制に移行できるものとする

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

## ※2 動員配備体制表

動員	警戒第1号			警戒第2号			災対第1配備	災対第2配備	災対第3配備
本部室	危機管理監			危機管理監 本部連絡員			本部長、副本部長、本部長付き、 危機管理監、部長、本部付き、本部連絡員		
事務局	—			本部事務局長、危機管理班（全員）、 秘書班、総務班（班編成）、公有財産管理 班（班編成）、広報戦略班			本部事務局長、危機管理班（全員）、秘書班、総務班（班編成）、公 有財産管理班（班編成）広報戦略班（課長）		
各所属	—			各支部長 各施設長			病院長 部長付き 各支部長、各施設長		
市長直轄部	危機管理班（全員）			□危機管理班（全員）			□危機管理班（全員）		
企画振興部	—	※1	※2	次の部・班のあらかじめ指定された 職員 □秘書班			原則として各所属 2名以上の職員（課長 補佐級以上の職員を 含む） ※3 総務班（全員） 公有財産管理班 （全員） 震災時：建設部（全 員）		
スポーツ部	—	※1	※2	□企画班、まちづくり推進班、情報政 策班、広報戦略班、人権政策班、人 権・福祉交流会館班					
総務部	—	※1	※2	□スポーツ振興班、国スポ・障スポ総務 班、国スポ・障スポ競技班					
人事部	—	※1	※2	□総務班（班編成）、公有財産管理班（班 編成）、財政班、税務班、債権管理班、 契約監理班、臨時特別給付金班、議 会班、出納・監査班、					
市民環境部	—	※1	※2	□人事班、働き方・業務改革推進班					
福祉保健部	—	※1	※2	□生活環境班、ライフサービス班、保 険年金班、清掃センター班					
こども家庭部	—	※1	※2	□社会福祉班、障害福祉班、健康推進 班、高齢福祉推進班					
観光文化戦略部	—	※1	※2	□子ども若者支援班、母子保健班、幼 児班、発達支援センター班、幼稚園 保育所班					
産業部	—	—	※2	□観光交流班、エンタテインメント班、 文化財班、文化振興班					
建設部	道路河川班（震災・ 風水雪害時）、建設管 理班（震災・風水雪害 時）のあらかじめ指定 された職員			□農林水産班、地域経済振興班、農業 委員会班、 □建設管理班、道路河川班、建築班					
都市政策部	都市政策部（風水雪 害時）のあらかじめ指 定された職員			□都市計画班、建築指導班、交通政策 班、住宅班					
上下水道部	上下水道部（震災 時）のあらかじめ指定 された職員			□上下水道総務班、上下水道業務班、 下水道建設班、上水道工務班					
教育部	—	※1	※2	□教育総務班、学校教育班、学校支援・ 人権・いじめ対策班、生涯学習班、学 校 ICT 推進班、彦根城博物館班、図 書館班 □支所・出張所 □左記※1 □左記※2					
消防部	警防班（風水雪害 時）のあらかじめ指定 された職員			【別に定める「彦根市消防計画（第12章招集計画）」（消防本部策定）に基づく】					
病院部	—	—	—	□病院事務局班	上記※3に同じ	上記※4に同じ	全員		
避難場所担当 施設管理者	※1 避難場所（土砂災害） ※2 自主避難施設			避難場所が開設された場合は、避難場所担当班の職員および施設管理者 ※緊急初動対策チーム（震度5強以上）					

- ◎ 市域に災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めた場合は警戒体制または災害配備体制をとるものとする。
- ◎ 避難指示等は市長の判断で発令する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で発令することができ、発令後は、速やかに市長へ報告する。
- ◎ 避難場所担当の招集先については、開設が決定された避難施設とし、必要な人員については、各所属において考慮すること。
- ※1 土砂災害時に対応する避難場所は、東地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
- ※2 自主避難施設は、東地区公民館、西地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、河瀬地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
- ※ 事故災害時の警戒体制における動員については、事故の種別により関係所属から配備体制に必要な人員を動員する。
- ※ 特別配備：状況により本部長が必要と認める部、班および人員で構成し、災害予防ならびに応急対応活動等を実施することができる。
- ※ 広報戦略班、総務班、公有財産管理班においては、警戒1号体制においても、危機管理監が必要と判断した場合は出務することとする。

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

※1 警戒第2号動員班

<p>市長直轄部：危機管理班、秘書班</p> <p>企画振興部：企画班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班</p> <p>スポーツ部：スポーツ推進班、国スポ・障スポ総務班、国スポ・障スポ競技班</p> <p>総務部：総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、臨時特別給付金班、議会班、出納・監査班</p> <p>人事部：人事班、働き方・業務改革推進班</p> <p>市民環境部：生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班</p> <p>福祉保健部：社会福祉班、高齢福祉推進班、障害福祉班、健康推進班</p> <p>こども家庭部：こども若者支援班、母子保健班、幼児班、発達支援センター班、幼稚園保育所班</p> <p>観光文化戦略部：観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班</p> <p>産業部：農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班</p> <p>建設部：建設管理班、道路河川班、建築班</p> <p>都市政策部：都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班</p> <p>上下水道部：上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班</p> <p>教育部：教育総務班、学校教育班、学校支援・人権・いじめ対策班、生涯学習班、学校ICT推進班、彦根城博物館班、図書館班</p> <p>消防部：消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班</p> <p>病院部：病院事務局班</p>
--

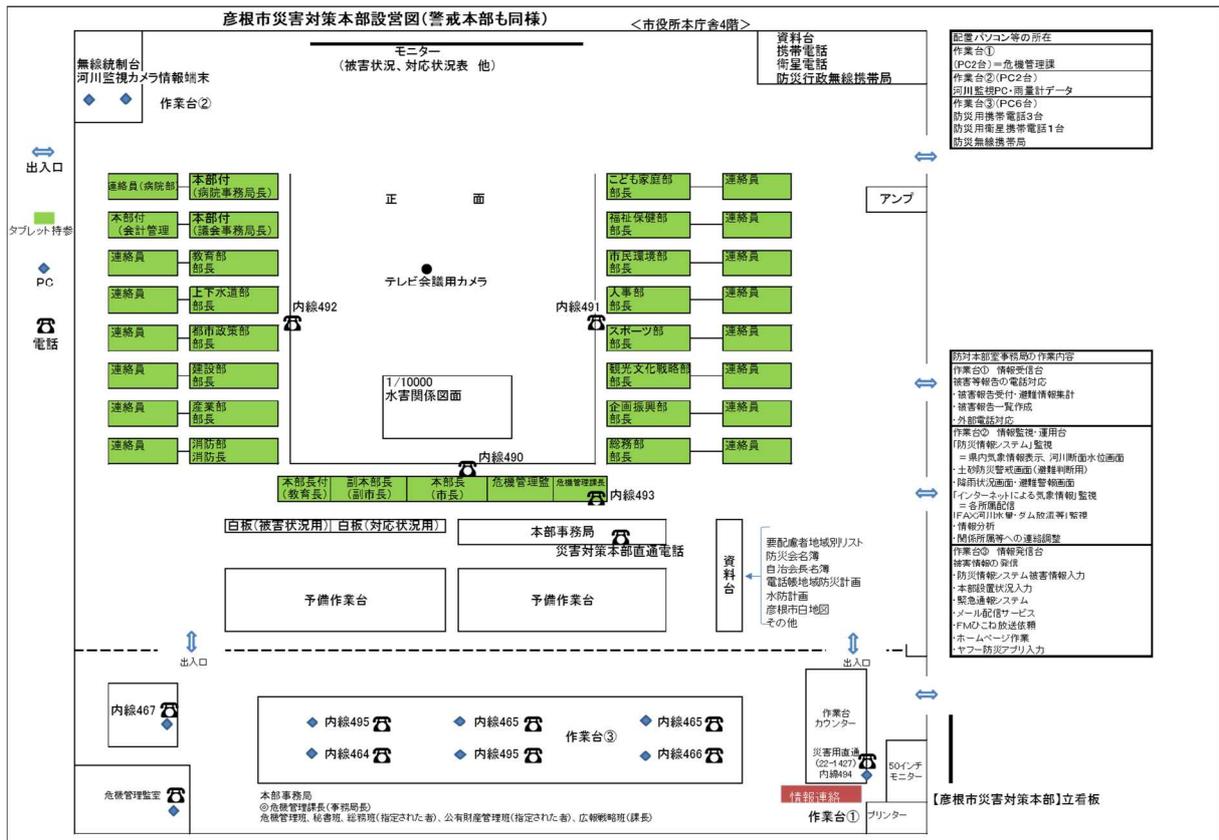
## ※2 風水雪害時の参集時の注意点

<p>(1) 参集方法 勤務時間内に災害配備体制がとられた場合は、動員職員は、直ちに勤務場所に参集する。 勤務時間外に参集する職員は、できるかぎり早く配備に就ける方法で参集する。(家族の身の安全を事前に指示しておくこと。)</p> <p>なお、災害時には河川増水などによる道路・橋の寸断や交通渋滞の可能性があるので自動車の使用は控え、状況に応じて、徒歩、自転車やバイクを利用して参集すること。</p> <p>(2) 参集時の注意事項</p> <p>ア 参集者の服装・携行品 応急活動に適した服装を着用し、手袋、タオル、懐中電灯、水筒、食糧、その他非常用品等を携行する。ただし、浸水地域での移動が困難になるため長靴は不可とし、履きなれたスニーカーなどを使用すること。</p> <p>イ 参集途中の緊急措置 参集途中において救助等を要する災害現場に遭遇した場合は、必要に応じ付近住民と協力して救助等の応急対策活動を行うとともに、最寄りの防災機関へ通報する</p> <p>ウ 被害状況の報告 参集途中で知り得た被害状況等の情報を、その他被害状況等の情報を含め「参集途上情報報告書」(資料編 P7-2-3 参照)により、所属長等を通じて本部連絡員ほか本部に報告する。 ※河川の水位や小河川・農業排水路などの浸水状況、道路の冠水状況などをできるかぎり確認</p> <p>(3) 自主参集 職員は、勤務時間外において配備指令がない場合でも、報道機関等により災害が発生し、または発生のおそれがあると覚知した場合は、状況に応じ所属長と連絡のうえ、または自らの判断により、速やかに勤務場所に参集することを心掛ける。</p> <p>(4) 交通途絶時の参集 勤務時間外の非常参集は、勤務場所に集合することを原則とするが、交通の途絶や参集途上で被災のおそれがある場合は、最寄りの各支所、出張所に参集し、当該機関の上席者の指示に従い応急対策活動に従事する。</p> <p>(5) 動員状況の把握・報告 各本部長は、配備指令に基づく職員の動員・配備状況等について把握し「職員動員・活動報告書」(資料編 P7-2-2 参照)にまとめて、必要に応じて速やかに市本部長に報告する。 人事班は、各班の報告に基づき職員の動員配備状況を集計する。</p>
--

## ※3 市域の状況に関する情報の種類

種類	照会および入手先	市の担当
雨量	関係機関・現場	道路河川班
河川の状況、河川水位	上下流水防管理者 関係機関・役場	道路河川班・消防本部
樋門、水門、堰の放流状況	水利組合・農業組合・自治会等	農林水産班(犬上川以南) 道路河川班(犬上川以北)
ダムの放流状況	各ダム管理事務所	危機管理班
交通規制等の状況	警察他	建設管理班・交通政策班・消防本部
ライフラインの状況	各施設管理者	危機管理班

### ※1 彦根市災害対策本部設置図



### ※2 現地災害対策本部

- ア 特定の地域に被害が集中し、市本部長（市長）が局地的な対応が必要と判断した場合には、当該地域に現地災害対策本部（以下「現地本部」という）を設置する。
- イ 市本部長（市長）は、現地本部に必要な応じ次の人員を派遣する。
- (ア) 副本部長、本部長付または本部員のうちから現地本部長を指名する。
  - (イ) 本部長または本部職員のうちから現地本部員を指名する。
  - (ウ) 本部職員のうちから現地本部職員を指名する。

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

## 第2節 地震災害に対応する活動体制

### <業務手順>

(1) 警戒体制の活動						
業務実施時期		発災直後 ～ 災害終了				
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ	
1	地震発生情報等を把握する	1-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	地震による揺れを感知したときは、市の震度情報をテレビ、インターネット、民間気象情報会社提供情報等で確認する	3-1-29	1-5-1
		1-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	市域の震度が4のときは、ただちに勤務場所に参集する	3-1-29	—
		1-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班	気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、市長に連絡する	3-1-29	—
2	警戒体制（警戒1号体制）を確立する	2-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	市域の震度が4のときは、災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内LAN、庁内放送、電話等により参集が必要な職員に動員を伝達する（勤務時間外は、自動参集）	3-1-30	—
		2-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	市長判断により、警戒体制の確立が決定されたときは、災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内LAN、庁内放送、電話等により参集が必要な職員に動員を伝達する（勤務時間外は、緊急連絡網による電話連絡等で職員の参集が必要な所属長に動員を伝達する）	3-1-30	7-2-1
		2-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班	動員状況を把握する	3-1-30	—
3	情報収集・整理・伝達を行う	3-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班 建設管理班 上下水道総務班	テレビ、インターネット、県土木防災情報システム等の情報をモニタリングする	3-1-30	—
		3-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	県や周辺市町と連絡調整し、必要な対応を協議する	3-1-30	—
		3-3 <input type="checkbox"/>	建設管理班 上下水道業務班 下水道建設班 上水道工務班	所管施設を点検し、異常の有無等を把握する	3-1-30	—
		3-4 <input type="checkbox"/>	建設管理班 上下水道総務班	異常があるときは、危機管理班に報告する	3-1-30	—

風水害対策		地震災害対策		大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通	
		3-5 <input type="checkbox"/>	危機管理班	収集した情報を整理する		3-1-30	—
4	警戒体制を解除する	4-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班 建設管理班	整理された情報等をもとに、危機管理監、危機管理課長、建設管理課長、警防課長とが協議を行い、体制の解除を検討する		3-1-30	—
		4-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	協議により、警戒体制の解除が決定されたときは、災害時緊急通報システム、職員災害時メール配信システム、庁内 LAN、庁内放送、電話等により動員職員に伝達する		3-1-30	—
		4-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班	体制の移行が必要なときは、危機管理監、総務部長、建設部長、消防長に協議を依頼する		3-1-30	—
<関係機関> 気象台 県				<備考> ※1 動員配備基準表 ※2 動員配備体制表 *地震関係【資料編 P1-5-1 参照】 *災害対策配備体制招集連絡表【資料編 P7-2-1 参照】			

※1 動員配備基準表

動員	警戒第1号	警戒第2号	災対第1配備	災対第2配備	災対第3配備
目的	情報収集	避難に備える	中規模災害対応	複数の中規模災害対応	大規模災害対応
体制	警戒体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制		
配備基準	市域に【震度4】以上の地震が発生したとき	ア 市域に【震度5弱】の地震が発生したとき イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されたとき、または、その他の場合で、危機管理監が、必要と認めたとき	—	市域に【震度5強】の地震が発生したとき	市域に【震度6弱】以上の地震が発生したとき

※現状の体制で対応困難と市長が判断した場合は、次の体制に移行できるものとする

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

※2 動員配備体制表

動員	警戒第1号			警戒第2号		災対第1配備	災対第2配備	災対第3配備
本部室	危機管理監			危機管理監 本部連絡員		本部長、副本部長、本部長付き、 危機管理監、部長、本部付き、本部連絡員		
事務局	—			本部事務局長、危機管理班（全員）、 秘書班、総務班（班編成）、公有財産管理 班（班編成）、広報戦略班		本部事務局長、危機管理班（全員）、秘書班、総務班（班編成）、公 有財産管理班（班編成）広報戦略班（課長）		
各所属	—			各支部長 各施設長		病院長 部長付き 各支部長、各施設長		
市長直轄部	危機管理班（全員）			□危機管理班（全員）		□危機管理班（全員）		各所属職員の1/2 程度の職員（係長級 以上の職員を含む） ※4 総務班（全員） 公有財産管理班 （全員） 震災時：建設部（全 員）
企画振興部	—	※1	※2	次の部・班のあらかじめ指定された 職員 □秘書班 □企画班、まちづくり推進班、情報政 策班、広報戦略班、人権政策班、人 権・福祉交流会館班 □スポーツ振興班、国スポ・障スポ総務 班、国スポ・障スポ競技班 □総務班（班編成）、公有財産管理班（班 編成）、財政班、税務班、債権管理班、 契約監理班、臨時特別給付金班、議 会班、出納・監査班、 □人事班、働き方・業務改革推進班 □生活環境班、ライフサービス班、保 険年金班、清掃センター班 □社会福祉班、障害福祉班、健康推進 班、高齢福祉推進班 □こども若者支援班、母子保健班、幼 児班、発達支援センター班、幼稚園 保育所班 □観光交流班、エンタテインメント班、 文化財班、文化振興班 □農林水産班、地域経済振興班、農業 委員会班、 □建設管理班、道路河川班、建築班 □都市計画班、建築指導班、交通政策 班、住宅班 □上下水道総務班、上下水道業務班、 下水道建設班、上水道工務班 □教育総務班、学校教育班、学校支援・ 人権・いじめ対策班、生涯学習班、学 校ICT推進班、彦根城博物館班、図 書館班 □支所・出張所 □左記※1 □左記※2		原則として各所属 2名以上の職員（課長 補佐級以上の職員を 含む） ※3 総務班（全員） 公有財産管理班 （全員）		
スポーツ部	—	※1	※2					
総務部	—	※1	※2					
人事部	—	※1	※2					
市民環境部	—	※1	※2					
福祉保健部	—	※1	※2					
こども家庭部	—	※1	※2					
観光文化戦略部	—	※1	※2					
産業部	—	—	※2					
建設部	道路河川班（震災・ 風水雪害時）、建設管 理班（震災・風水雪害 時）のあらかじめ指定 された職員			※2				
都市政策部	都市政策部（風水雪 害時）のあらかじめ指 定された職員			※2				
上下水道部	上下水道部（震災 時）のあらかじめ指定 された職員			※2				
教育部	—	※1	※2					
消防部	警防班（風水雪害 時）のあらかじめ指定 された職員			—		【別に定める「彦根市消防計画（第12章招集計画）」（消防本部策定）に基づく】		
病院部	—	—	—	□病院事務局班		上記※3に同じ	上記※4に同じ	全員
避難場所担当 施設管理者	※1 避難場所（土砂災害） ※2 自主避難施設			避難場所が開設された場合は、避難場所担当班の職員および施設管理者 ※緊急初動対策チーム（震度5強以上）				

- ◎ 市域に災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めた場合は警戒体制または災害配備体制をとるものとする。
- ◎ 避難指示等は市長の判断で発令する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で発令することができ、発令後は、速やかに市長へ報告する。
- ◎ 避難場所担当の招集先については、開設が決定された避難施設とし、必要な人員については、各所属において考慮すること。
- ※1 土砂災害時に対応する避難場所は、東地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
- ※2 自主避難施設は、東地区公民館、西地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、河瀬地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
- ※ 事故災害時の警戒体制における動員については、事故の種別により関係所属から配備体制に必要な人員を動員する。
- ※ 特別配備：状況により本部長が必要と認める部、班および人員で構成し、災害予防ならびに応急対応活動等を実施することができる。
- ※ 広報戦略班、総務班、公有財産管理班においては、警戒1号体制においても、危機管理監が必要と判断した場合は出務することとする。

風水害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
-------	--------	-----------	---------	-------

※1 警戒第2号動員班

<p>市長直轄部：危機管理班、秘書班</p> <p>企画振興部：企画班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班</p> <p>スポーツ部：スポーツ推進班、国スポ・障スポ総務班、国スポ・障スポ競技班</p> <p>総務部：総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、臨時特別給付金班、議会班、出納・監査班</p> <p>人事部：人事班、働き方・業務改革推進班</p> <p>市民環境部：生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班</p> <p>福祉保健部：社会福祉班、高齢福祉推進班、障害福祉班、健康推進班</p> <p>こども家庭部：こども若者支援班、母子保健班、幼児班、発達支援センター班、幼稚園保育所班</p> <p>観光文化戦略部：観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班</p> <p>産業部：農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班</p> <p>建設部：建設管理班、道路河川班、建築班</p> <p>都市政策部：都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班</p> <p>上下水道部：上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班</p> <p>教育部：教育総務班、学校教育班、学校支援・人権・いじめ対策班、生涯学習班、学校ICT推進班、彦根城博物館班、図書館班</p> <p>消防部：消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班</p> <p>病院部：病院事務局班</p>
--

風水害対策		地震災害対策		大規模事故災害対策		原子力災害対策		各対策共通	
<b>(3) 災害対策本部体制の活動</b>									
<b>業務実施時期</b>		<b>発災直後 ～ 災害終了</b>							
業務		手順	担当班	実施内容		本編のページ	資料編のページ		
1	地震発生情報等を把握する	1-1 <input type="checkbox"/>	全ての班	地震による激しい揺れを感知したときは、市の震度情報をテレビ、ラジオ、インターネット等で確認する		3-1-29	1-5-1		
		1-2 <input type="checkbox"/>	全ての班	市域の震度に応じた配備体制（災害対策本部体制2号または3号）を確認する		3-1-29	-		
		1-2 <input type="checkbox"/>	全ての班	市域の震度が5強のときは災対2号配備職員、6弱以上のときは災対3号配備職員はただちにあらかじめ定めた参集場所に参集する		3-1-29	-		
2	災害対策本部体制を確立する	2-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班 (勤務時間外は緊急初動対策チーム)	災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内LAN、庁内放送、電話等により各部・次長に動員を伝達する（勤務時間外は、自動参集）		3-1-31	-		
		2-2 <input type="checkbox"/>	全ての班 (勤務時間外は緊急初動対策チーム)	勤務時間外の場合は、総務チーム、情報チーム、緊急対策チーム、広報チームからなる緊急初動対策チームを編成する		3-1-31	-		
		2-3 <input type="checkbox"/>	人事班 (勤務時間外は緊急初動対策チーム)	動員状況を把握する		3-1-31	7-2-2		
3	緊急初動活動を行う	3-1 <input type="checkbox"/>	公有財産管理班 (勤務時間外は緊急初動対策チーム)	庁舎の安全を確認するとともに、庁舎設備の機能を確保する		3-1-31	-		
		3-2 <input type="checkbox"/>	教育総務班 (勤務時間外は緊急初動対策チーム)	避難所施設の安全確認を行い、避難所の開設可否を判断し、可能なときは避難所を開設する		3-1-31	-		
		3-3 <input type="checkbox"/>	全ての班 (勤務時間外は緊急初動対策チーム)	火災、建物、道路、橋りょう、ライフライン、救急救助、避難施設の状況、市有施設等に関する情報を収集し、整理する		3-1-31	7-2-3		
		3-4 <input type="checkbox"/>	広報戦略班 (勤務時間外は緊急初動対策チーム)	整理された情報をもとに、被害状況、避難に関する事項、市の応急対策実		3-1-31	-		

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

			別に応じた関係部長に協議を依頼する	
--	--	--	-------------------	--

<関係機関> 県	<備考> ※1 初動体制 ※2 動員配備基準表 ※3 動員配備体制表 *災害対策配備体制招集連絡表【資料編 P7-2-1 参照】
-------------	--

### ※1 初動体制

(1) 初動 本市および隣接市町において、大規模な事故災害が発生したとき、またはそのおそれがある場合は、その後の活動を滞りなく実施するため直ちに初動体制を敷き、初期の応急対策を実施する活動体制をとる。 (2) 初期の防災活動の実施 初動応急対策は、次の各号に掲げるとおりとする。 ア 事故情報の収集および伝達に関すること イ 医療・救助に関すること ウ 避難に関すること エ その他必要と認めること また、被害状況に応じて事故災害警戒本部の設置が必要と市長が判断した場合は、速やかに市役所本庁舎4階災害対策本部室に事故災害警戒本部を設置する。 (3) 体制 消防長・署長・消防本部・署（初動対応各所属） 危機管理監・総務部長・次長・副参事・危機管理課長・危機管理課員等
---

### ※2 動員配備基準表

動員	警戒第1号	警戒第2号	災対第1配備	災対第2配備	災対第3配備
目的	情報収集	避難に備える	中規模災害 対応	複数の中規模 災害対応	大規模災害 対応
体制	警戒体制	事故災害警戒本部体制	災害対策本部体制		
配備基準	市および隣接市町において大規模な事故災害の発生を確認したとき	大規模な事故災害による相当の被害や予想されるとき	ア 大規模な事故災害による相当の被害があるとき イ 災害救助法の適用が見込まれるとき		

※現状の体制で対応困難と市長が判断した場合は、次の体制に移行できるものとする

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

## ※2 動員配備体制表

動員	警戒第1号			警戒第2号			災対第1配備	災対第2配備	災対第3配備
本部室	危機管理監			危機管理監 本部連絡員			本部長、副本部長、本部長付き、 危機管理監、部長、本部付き、本部連絡員		
事務局	—			本部事務局長、危機管理班（全員）、 秘書班、総務班（班編成）、公有財産管理 班（班編成）、広報戦略班			本部事務局長、危機管理班（全員）、秘書班、総務班（班編成）、公 有財産管理班（班編成）広報戦略班（課長）		
各所属	—			各支部長 各施設長			病院長 部長付き 各支部長、各施設長		
	1	2	3						
市長直轄部	危機管理班（全員）			□危機管理班（全員）			□危機管理班（全員）		
企画振興部	—	※1	※2	次の部・班のあらかじめ指定された 職員 □秘書班			原則として各所属 2名以上の職員（課長 補佐級以上の職員を 含む） ※3	各所属職員の1/2 程度の職員（係長級 以上の職員を含む） ※4	全員
スポーツ部	—	※1	※2	□企画班、まちづくり推進班、情報政 策班、広報戦略班、人権政策班、人 権・福祉交流会館班					
総務部	—	※1	※2	□スポーツ振興班、国スポ・障スポ総務 班、国スポ・障スポ競技班					
人事部	—	※1	※2	□総務班（班編成）、公有財産管理班（班 編成）、財政班、税務班、債権管理班、 契約監理班、臨時特別給付金班、議 会班、出納・監査班、					
市民環境部	—	※1	※2	□人事班、働き方・業務改革推進班 □生活環境班、ライフサービス班、保 険年金班、清掃センター班					
福祉保健部	—	※1	※2	□社会福祉班、障害福祉班、健康推進 班、高齢福祉推進班					
こども家庭部	—	※1	※2	□子ども若者支援班、母子保健班、幼 児班、発達支援センター班、幼稚園 保育所班					
観光文化戦略部	—	※1	※2	□観光交流班、エンタテインメント班、 文化財班、文化振興班					
産業部	—	—	※2	□農林水産班、地域経済振興班、農業 委員会班、					
建設部	道路河川班（震災・ 風水雪害時）、建設管 理班（震災・風水雪害 時）のあらかじめ指定 された職員		※2	□建設管理班、道路河川班、建築班 □都市計画班、建築指導班、交通政策 班、住宅班					
都市政策部	都市政策部（風水雪 害時）のあらかじめ指 定された職員		※2	□上下水道総務班、上下水道業務班、 下水道建設班、上水道工務班					
上下水道部	上下水道部（震災 時）のあらかじめ指定 された職員		※2	□教育総務班、学校教育班、学校支援・ 人権・いじめ対策班、生涯学習班、学 校 ICT 推進班、彦根城博物館班、図 書館班					
教育部	—	※1	※2	□支所・出張所 □左記※1 □左記※2					
消防部	警防班（風水雪害 時）のあらかじめ指定 された職員		—	【別に定める「彦根市消防計画（第12章招集計画）」（消防本部策定）に基づく】					
病院部	—	—	—	□病院事務局班	上記※3に同じ	上記※4に同じ	全員		
避難場所担当 施設管理者	※1 避難場所（土砂災害） ※2 自主避難施設			避難場所が開設された場合は、避難場所担当班の職員および施設管理者 ※緊急初動対策チーム（震度5強以上）					

- ◎ 市域に災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めた場合は警戒体制または災害配備体制をとるものとする。
- ◎ 避難指示等は市長の判断で発令する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で発令することができ、発令後は、速やかに市長へ報告する。
- ◎ 避難場所担当の招集先については、開設が決定された避難施設とし、必要な人員については、各所属において考慮すること。
- ※1 土砂災害時に対応する避難場所は、東地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
- ※2 自主避難施設は、東地区公民館、西地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、河瀬地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
- ※ 事故災害時の警戒体制における動員については、事故の種別により関係所属から配備体制に必要な人員を動員する。
- ※ 特別配備：状況により本部長が必要と認める部、班および人員で構成し、災害予防ならびに応急対応活動等を実施することができる。
- ※ 広報戦略班、総務班、公有財産管理班においては、警戒1号体制においても、危機管理監が必要と判断した場合は出務することとする。

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

## ※1 警戒第2号動員班

<p>市長直轄部：危機管理班、秘書班</p> <p>企画振興部：企画班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班</p> <p>スポーツ部：スポーツ推進班、国スポ・障スポ総務班、国スポ・障スポ競技班</p> <p>総務部：総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、臨時特別給付金班、議会班、出納・監査班</p> <p>人事部：人事班、働き方・業務改革推進班</p> <p>市民環境部：生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班</p> <p>福祉保健部：社会福祉班、高齢福祉推進班、障害福祉班、健康推進班</p> <p>こども家庭部：こども若者支援班、母子保健班、幼児班、発達支援センター班、幼稚園保育所班</p> <p>観光文化戦略部：観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班</p> <p>産業部：農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班</p> <p>建設部：建設管理班、道路河川班、建築班</p> <p>都市政策部：都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班</p> <p>上下水道部：上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班</p> <p>教育部：教育総務班、学校教育班、学校支援・人権・いじめ対策班、生涯学習班、学校ICT推進班、彦根城博物館班、図書館班</p> <p>消防部：消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班</p> <p>病院部：病院事務局班</p>
--

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

(3) 災害対策本部体制の活動						
業務実施時期		発災直後 ～ 災害終了				
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ	
1	災害対策本部体制を確立する	1-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	市長の判断を受け、決定された配備体制（災害対策本部体制1号～3号）を確認する	3-1-36	—
		1-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内LAN、庁内放送、電話等により参集が必要な職員に動員を伝達する（勤務時間外は、緊急連絡網による電話連絡等で職員の参集が必要な所属長に動員を伝達する）	3-1-36	7-2-1
		1-3 <input type="checkbox"/>	人事班	動員状況を把握する	3-1-36	7-2-2
2	災害対策本部を設置する	2-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	市役所本庁舎4階災害対策本部室に彦根市災害対策本部を設営する	3-1-36	—
		2-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	災害対策本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	3-1-36	7-4-1
		2-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班	災害対策本部設置について、市職員、県、防災関係機関等に連絡する	3-1-36	3-1-1
		2-4 <input type="checkbox"/>	広報戦略班	災害対策本部設置について市民に広報する	3-1-36	—
3	災害対策本部を運営する	3-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	3-1-36	—
		3-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	本部長の判断を受け、災害対策本部会議の開催準備を行う	3-1-36	—
		3-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班	災害対策本部会議を開催し、当座の市の対応方針を決定する	3-1-36	—
		3-4 <input type="checkbox"/>	危機管理班	当座の市の対応方針を市職員、県、防災関係機関等に報告する	3-1-36	3-1-1
		3-5 <input type="checkbox"/>	広報戦略班	当座の市の対応方針について、市民に広報する	3-1-36	—
4	災害対策本部を閉鎖する	4-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	3-1-36	—
		4-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	災害対策本部会議を開催し、災害対策本部の閉鎖を決定する	3-1-36	—
		4-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班	災害対策本部の閉鎖について、県、防災関係機関等に連絡する	3-1-36	3-1-1

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

		<input type="checkbox"/>				
4	警戒体制（警戒1号体制）を解除する	4-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班 警防班	整理された情報等をもとに、危機管理監、危機管理課長、警防課長とが協議を行い、体制の解除を検討する	3-1-38	—
		4-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	協議により、警戒体制の解除が決定されたときは、災害時緊急通報システム、職員災害時メール配信システム、庁内LAN、庁内放送、電話等により動員職員に伝達する	3-1-38	—
		4-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班	体制の移行が必要なときは、危機管理監、総務部長、市民環境部長、消防長に協議を依頼する	3-1-38	—

<関係機関> 県	<備考> ※1 動員配備基準表 ※2 動員配備体制表 *災害対策配備体制招集連絡表【資料編 P7-2-1 参照】
-------------	---

※1 動員配備基準表

動員	警戒第1号	警戒第2号	災対第1配備	災対第2配備	災対第3配備
目的	情報収集	避難に備える	中規模災害 対応	複数の中規模災害 対応	大規模災害 対応
体制	警戒体制	原子力災害警戒本部体制	災害対策本部体制		
配備基準	情報収集事態（フェーズ1）を確認したとき	警戒事態（フェーズ2）を確認したとき	—	施設敷地緊急事態（フェーズ3）を確認したとき	全面緊急事態（フェーズ4）を確認したとき

風水害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
-------	--------	-----------	---------	-------

※2 動員配備体制表

動員	警戒第1号 (フェーズ1)	警戒第2号 (フェーズ2)	災対第2配備 (フェーズ3)	災対第3配備 (フェーズ4)
本部室	危機管理監	危機管理監 本部連絡員	本部長 副本部長 本部長付き 危機管理監 部長 本部付き 本部連絡員	
事務局	—	本部事務局長、危機管理班(全員)、秘書班、総務班(班編成)、公有財産管理班(班編成)、広報戦略班	本部事務局長、危機管理班(全員)、秘書班、総務班(班編成)、公有財産管理班(班編成)、広報戦略班(課長)	
各所属	—	各支部長 各施設長	病院長 部長付き 各支部長 各施設長	
市長直轄部	危機管理班(全員)	危機管理班(全員)	危機管理班(全員)	全員
企画振興部	—	次の部・班のあらかじめ指定された職員 <input type="checkbox"/> 秘書班	各所属職員の1/2程度の職員(係長級以上の職員を含む)  総務班(全員) 公有財産管理(全員)	
スポーツ部	—	<input type="checkbox"/> まちづくり推進班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班 <input type="checkbox"/> スポーツ振興班、国スポ・障スポ総務班、国スポ・障スポ競技班		
総務部	—	<input type="checkbox"/> 総務班(班編成)、公有財産管理班(班編成)、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、臨時特別給付金班、議会班、出納・監査班、		
人事部	—	<input type="checkbox"/> 人事班、働き方・業務改革推進班		
市民環境部	—	<input type="checkbox"/> 生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班		
福祉保健部	—	<input type="checkbox"/> 社会福祉班、障害福祉班、高齢福祉推進班、健康推進班		
子ども家庭部	—	<input type="checkbox"/> 子ども若者支援班、母子保健班、幼児班、発達支援センター班		
観光文化戦略部	—	<input type="checkbox"/> 観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班		
産業部	—	<input type="checkbox"/> 農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班		
建設部	—	<input type="checkbox"/> 建設管理班、道路河川班、建築班		
都市政策班	—	<input type="checkbox"/> 都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班		
上下水道部	—	<input type="checkbox"/> 上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班		
教育部	—	<input type="checkbox"/> 教育総務班、学校教育班、学校ICT推進班、学校支援・人権・いじめ対策班、生涯学習班、彦根城博物館班、図書館班		
消防部	警防班	【別に定める「彦根市消防計画(第12章招集計画)」(消防本部策定)に基づく】		
病院部	—	<input type="checkbox"/> 病院事務局班	各所属職員の1/2程度の職員(係長級以上の職員を含む)	全員

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

※現状の体制では、対応困難と市長が判断した場合は、次の体制に移行できるものとする。

(2) 原子力災害警戒本部体制（警戒体制2号）の活動						
業務実施時期		発災前				
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ	
1	当面の緊急事態等を把握する	1-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班 (勤務時間外は当直者) 警防班	県から伝達される原子力災害に関連する情報を受領する	3-1-38	—
		1-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班 (勤務時間外は当直者) 警防班	地震による揺れを感知したときは、原子力施設等立地市町の震度情報をテレビ、インターネット等で確認する	3-1-38	—
		1-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班 (勤務時間外は当直者) 警防班	警戒事態（フェーズ2）を確認したときは、危機管理監、総務部長、市民環境部長、消防長に連絡する	3-1-38	—
		1-4 <input type="checkbox"/>	危機管理班 警防班	引き続き、テレビ、インターネット等の情報をモニタリングする	3-1-38	—
2	原子力災害警戒本部体制（警戒2号体制）を確立する	2-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班 生活環境班 警防班	県から提供を受けた情報や報道されている情報等をもとに、危機管理監、総務部長、市民環境部長、消防長とが協議を行い、必要な体制を検討する	3-1-38	—
		2-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	原子力事故の状況等を市長に報告し、必要な配備指令について具申する	3-1-38	—
		2-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班	市長の判断を受け、決定された配備体制（原子力災害警戒本部体制）を確認する	3-1-38	—
		2-4 <input type="checkbox"/>	危機管理班	災害時緊急通報システム、職員災害時メール配信システム、庁内LAN、庁内放送、電話等により参集が必要な職員に動員を伝達する（勤務時間外は、緊急連絡網による電話連絡等で職員の参集が必要な所属長に動員を伝達する）	3-1-38	7-2-1
		2-5 <input type="checkbox"/>	人事班	動員状況を把握する	3-1-38	7-2-2
3	原子力災害警戒本部を設置する	3-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	市長の決定を受け、市役所本庁舎4階災害対策本部室に彦根市原子力災害警戒本部を設営する	3-1-38	—
		3-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	原子力災害警戒本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	3-1-38	—
		3-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班	原子力災害警戒本部設置について、市職員、県、防災関係機関等に連絡する	3-1-38	3-1-1
		3-4	広報戦略班	原子力災害警戒本部設置について市	3-1-38	—

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

		<input type="checkbox"/>	人権政策班 障害福祉班	民に広報する		
4	原子力災害 警戒本部を 運営する	4-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	3-1-38	—
		4-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	本部長の判断を受け、原子力災害警戒本部会議の開催準備を行う	3-1-38	—
		4-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班	原子力災害警戒本部会議を開催し、当座の市の対応方針を決定する	3-1-38	—
		4-4 <input type="checkbox"/>	危機管理班	当座の市の対応方針を市職員、県、防災関係機関等に報告する	3-1-38	3-1-1
		4-5 <input type="checkbox"/>	広報戦略班 人権政策班 障害福祉班	当座の市の対応方針について、市民に広報する	3-1-38	—
5	原子力災害 警戒本部を 閉鎖する	5-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	適宜、県と連絡調整し、事態の進展等について確認する	3-1-38	—
		5-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	周辺市町と連絡調整し、必要な対応を協議する	3-1-38	—
		5-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班	原子力災害警戒本部会議を開催し、市長、危機管理監、総務部長、建設部長、消防長とが協議を行い、災害対策本部への移行あるいは原子力災害警戒本部の閉鎖を決定する	3-1-38	—
		5-4 <input type="checkbox"/>	危機管理班	原子力災害警戒本部の閉鎖について、県、防災関係機関等に連絡する	3-1-38	3-1-1
		5-5 <input type="checkbox"/>	広報戦略班 人権政策班 障害福祉班	原子力災害警戒本部閉鎖について市民に広報する	3-1-38	—
6	原子力災害 警戒本部体制（警戒2号体制）を解除する	6-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班 生活環境班 警防班	市長の判断を受け、原子力災害警戒本部体制（警戒2号体制）を解除する	3-1-38	—
		6-6 <input type="checkbox"/>	危機管理班	災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、庁内LAN、庁内放送、電話等により動員職員に原子力災害警戒本部体制（警戒2号体制）の解除を伝達する	3-1-38	—

<関係機関> 県	<備考> *彦根市災害通信連絡網【資料編 P3-1-1 参照】 *職員動員・活動報告書【資料編 P7-2-2 参照】 *災害対策配備体制招集連絡表【資料編 P7-2-17 参照】
-------------	--

## 第2章 活動体制の調整

### 第1節 情報の収集・伝達

#### <業務手順>

(1) 通信手段の確保						
業務実施時期		発災直後 ~ 3時間後				
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ	
1	災害対策本部の有線通信手段を確保する	1-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班 情報政策班	固定電話、携帯電話、インターネット、県防災情報システム等の通信機器の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する	3-2-1	—
		1-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	災害時優先電話の切り換えを行い、各部に周知する	3-2-1	—
		1-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班 情報政策班	必要に応じて、設備会社への修復依頼等、通信手段の維持活動を実施する	3-2-1	—
2	無線の通信機能を確保する	2-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	移動系防災行政無線、県防災行政無線の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する	3-2-1	—
		2-2 <input type="checkbox"/>	通信指令班	消防無線の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する	3-2-1	—
		2-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班 通信指令班	必要に応じて、設備会社への修復依頼等、通信手段の維持活動を実施する	3-2-1	—
3	有線電話および防災行政無線通信不能時の代替通信手段を確保する	3-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	衛星携帯電話を確保する	3-2-1	—
		3-2 <input type="checkbox"/>	通信指令班	消防団バイク隊を運用する	3-2-2	—
		3-3 <input type="checkbox"/>	通信指令班	必要に応じて、防災相互通信用無線電話の活用を検討する	3-2-2	—
		3-4 <input type="checkbox"/>	危機管理班	必要に応じて、県に対して、放送機関に放送を依頼する（このとき、市民に対し、災害用伝言サービスを利用することを周知する）	3-2-2	—
		3-5 <input type="checkbox"/>	危機管理班	必要に応じて、伝令要員を非常通信協議会に属する機関に派遣する	3-2-1	—
		3-6 <input type="checkbox"/>	危機管理班	その他必要に応じて、アマチュア無線や移動通信機器および移動電源車の貸与制度の活用を検討する	3-2-2	—
<関係機関> 県 消防団			<備考> *彦根市防災行政無線局【資料編 P3-2-1 参照】			

(2) 被害の調査、報告および情報の整理						
業務実施時期		発災直後 ～ 災害終了				
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ	
1	所管する施設等の被害概況について、調査する	1-1 <input type="checkbox"/>	被害調査関係各班	所管する施設または施設周辺の被害概況を調査し、被害の有無、被害概要等を把握する	3-2-2	7-1-109、 7-2-7
		1-2 <input type="checkbox"/>	被害調査関係各班	必要に応じて、市本部に不足する調査員や専門的な技術を要する調査員等の応援を要請する	3-2-3	7-2-6
		1-3 <input type="checkbox"/>	被害調査関係各班	所管する施設または施設周辺の被害概況等を「被害状況に関する調査報告書」に取りまとめ、自部署の情報統括班に報告する	3-2-3	7-2-6
2	所管する施設等の被害概況をとりまとめ、市本部に報告する	2-1 <input type="checkbox"/>	各部情報統括班	自部署の被害概況を「彦根市災害対策本部情報処理票」に取りまとめる	3-2-3	7-2-5
		2-2 <input type="checkbox"/>	各部情報統括班	被害概況等の取りまとめ結果を本部連絡員を通じて市本部に報告する	3-2-4	—
<関係機関>			<備考>			
			※1 被害調査関係各班 ※2 各部情報統括班 ※3 情報の収集・伝達に関する留意点 *災害の被害認定基準【資料編 P7-1-109 参照】 *彦根市災害対策本部情報処理票【資料編 P7-2-5 参照】 *被害状況に関する調査報告書【資料編 P7-2-6 参照】 *被害状況等の電話受信記録【資料編 P7-2-7 参照】			

### ※1 被害調査関係各班

住家等一般被害：税務班 自治会長から被害状況聴取：まちづくり推進班 市有財産被害：公有財産管理班 人権・福祉交流会館被害：人権政策班 環境衛生施設被害：生活環境班、清掃センター班 社会福祉施設被害（幼稚園・保育所・認定こども園を含む） ：社会福祉班、高齢福祉推進班、幼児班、子ども若者支援班、障害福祉班、幼稚園保育所班 医療関係被害：健康推進班 市立病院関係被害：病院事務局班 商工観光関係被害：地域経済振興班、観光交流班 農林水産被害：農林水産班 土木施設被害（都市施設、公営住宅含む）：道路河川班、都市計画班、交通政策班、建築班、住宅班 上水道施設被害：上水道工務班 下水道施設被害：下水道建設班 学校教育関係被害（幼稚園・保育所・認定こども園を除く）：教育総務班、学校教育班 社会教育施設被害（放課後児童クラブを含む） ：生涯学習班、文化振興班、学校教育班、図書館班、文化財班、彦根城博物館班 文化財関係被害：文化財班 火災被害、人的被害：警防班、消防署班
---

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

## ※2 各部情報統括班

市長直轄組織：危機管理班 企画振興部：企画班 スポーツ部：スポーツ振興班 総務部：総務班 人事部：人事班 市民環境部：ライフサービス班 福祉保健部：社会福祉班 こども家庭部：こども若者支援班 観光文化戦略部：観光交流班 産業部：農林水産班 建設部：建設管理班 都市政策部：都市計画班 上下水道部：上下水道総務班 教育部：教育総務班 消防部：消防総務班 病院部：病院事務局班
---

## ※3 情報の収集・伝達に関する留意点

<p>(1) 災害発生後1時間以内に「被害の有無に関する」情報を第一報として、本部に寄せること。なお、勤務時間外等は、各職員は庁舎等に参集する途中で被害状況の把握・収集に努め、庁舎等到着後速やかに報告することに努める。また、第一報以降については、当日中1時間ごと、2日目以降毎日午前中に「被害の有無に関する」情報その他必要な事項について、報告する。</p> <p>(2) 緊急な対応を要する被害状況に関する情報および対策上重要な施設の「対策遂行能力」等に関する情報については、未確認情報やデマと判断される情報についても必ず通報する。ただし、この場合「情報源」「未確認であること」「デマと判断されること」を付記する。</p> <p>(3) 情報連絡・要請等の伝達に当たっては、発信部名、発信者名、発信時刻を必ず明記する。特に市以外の機関・団体に向けたものについては、記載後再度確認し記載漏れのないよう努める。</p> <p>(4) 重要な情報については、口頭だけでなく、文書（メモ）、電子メール等複数のルートを使って伝達するものとする。特に庁内ネットワークパソコン設置施設・機関等については、これによる情報入力・送信を必ず行う。</p>
---

業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 火災の発生や人的被害の概況について、調査する	1-1 <input type="checkbox"/>	警防班 消防署班	通報、現地確認等により、火災の発生や人的被害等を把握する	3-2-2	—
	1-2 <input type="checkbox"/>	警防班 消防署班	火災の発生や人的被害等の概況を取りまとめ、消防総務班に報告する	3-2-3	—
2 火災の発生や人的被害の概況を取りまとめ、災害対策本部に報告する	2-1 <input type="checkbox"/>	消防総務班	火災の発生や人的被害の概況を取りまとめる	3-2-3	—
	2-2 <input type="checkbox"/>	消防総務班	被害概況等の取りまとめ結果を市本部に報告する	3-2-4	—

<関係機関> 消防団	<備考>
---------------	------

(3) 被害情報の報告					
業務実施時期		発災直後 ～ 災害終了			
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 被害情報を収集、整理する	1-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	各部が取りまとめた被災情報を収集する	3-2-4	—
	1-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	防災関係機関と連絡調整し、ライフラインや公共交通機関等の被害概況を確認する	3-2-4	—
	1-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班	各部や防災関係機関等の情報を一元化し、情報の鮮度、質、重要度や緊急度等を分類して情報を管理する	3-2-4	—
	1-4 <input type="checkbox"/>	危機管理班	必要に応じて、庁内に被害調査室を設置する	3-2-4	—
	1-5 <input type="checkbox"/>	危機管理班	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県等に報告が必要な情報を整理する	3-2-4	7-1-85
2 県、消防庁に被害情報を報告する	2-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班 通信指令班	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県や消防庁に報告が必要な情報に関する様式を作成する	3-2-5	7-1-85
	2-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班 通信指令班	県や消防庁に報告が必要な情報について、作成した様式を用いて報告する	3-2-5	—
<関係機関> 県 消防庁			<備考> ※1 調査および報告の種類 ※2 被害情報の報告系統 ※3 報告の留意事項 *火災・災害等即報要領【資料編 P7-1-85 参照】 *災害即報事項例示【資料編 P7-1-107 参照】 *災害の被害認定基準【資料編 P7-1-109 参照】 *災害確定報告（第1号様式）【資料編 P7-1-111 参照】		

風水害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
-------	--------	-----------	---------	-------

他自治体	
------	--

(2) 法律に基づく従事命令による活動要員の確保

業務実施時期		発災直後 ~ 災害終了				
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ	
1	必要に応じて、従事命令を行う	1-1 <input type="checkbox"/>	建設管理班 消防署班	必要に応じて、市域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させる	3-2-17	2-1-15
		1-2 <input type="checkbox"/>	建設管理班 消防署班	命令対象者に公用令書を交付し、受領書を受領する	3-2-17	—
		1-3 <input type="checkbox"/>	建設管理班 消防署班	従事台帳に所要事項を記録する	3-2-17	—
2	必要に応じて、従事命令を解除する	2-1 <input type="checkbox"/>	建設管理班 消防署班	必要に応じて、公用取消令書を作成する	3-2-17	—
		2-2 <input type="checkbox"/>	建設管理班 消防署班	命令対象者に公用取消令書を交付し、受領書を受領する	3-2-17	—
		2-3 <input type="checkbox"/>	建設管理班 消防署班	従事台帳に所要事項を記録する	3-2-17	—
3	日当、旅費、超過勤務手当、扶助金、損失補償等の実費を弁償する	3-1 <input type="checkbox"/>	建設管理班 消防署班	実費弁償に関する災害救助様式を作成する	3-2-17	—
		3-2 <input type="checkbox"/>	建設管理班 消防署班	県に作成した災害救助様式を提出する	3-2-17	—
		3-3 <input type="checkbox"/>	建設管理班 消防署班	経費精算に必要な書類を整理する	3-2-17	—
		3-4 <input type="checkbox"/>	建設管理班 消防署班	命令対象者に精算額を支給する	3-2-17	—

<関係機関> 県	<備考> *各種法律に基づく従事命令等【資料編 P2-1-15 参照】
-------------	--

(3) 法律に基づく協力命令による活動要員の確保						
業務実施時期		発災直後 ～ 災害終了				
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ	
1	必要に応じて、協力命令を行う	1-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	各班に、協力命令が可能なことを伝達する	3-2-17	2-1-15
		1-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	各班が実施した協力命令に関する情報を把握する	3-2-17	—
2	協力命令時の命令対象者の負傷、疾病、または死亡を確認する	2-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	各班から協力命令実施時における命令対象者の負傷、疾病、または死亡等の状況を確認する	3-2-17	—
		2-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	本人または遺族に扶助金支給申請書様式を交付する	3-2-17	—
		2-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班	扶助金支給申請者より扶助金支給申請書を受理する	3-2-17	—
		2-4 <input type="checkbox"/>	危機管理班	協力命令証明書を発行する	3-2-17	—
3	扶助金の実費を弁償する	3-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	実費弁償に関する災害救助様式を作成する	3-2-17	—
		3-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	県に作成した災害救助様式を提出する	3-2-17	—
		3-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班	経費精算に必要な書類を整理する	3-2-17	—
		3-4 <input type="checkbox"/>	危機管理班	扶助金支給申請者に精算額を支給する	3-2-17	—
<関係機関> 県			<備考> *各種法律に基づく従事命令等【資料編 P2-1-15 参照】			

## 第3章 人命の確保

### 第1節 避難行動

#### <業務手順>

(1) 避難指示等の発令					
業務実施時期		【風水雪害】発生前 ～ 発生直後 【地震・事故】発災直後 ～ 3時間後			
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 避難指示等の発令について検討する	1-1 <input type="checkbox"/>	危機管理班	避難指示等の判断に関わる情報（気象、水位、土砂災害警戒情報、災害情報等）を把握する	3-3-1	3-3-1
	1-2 <input type="checkbox"/>	危機管理班	必要に応じて、施設管理者と連絡調整し、緊急避難場所、避難所の開設状況や被害状況等を確認する	3-3-1	—
	1-3 <input type="checkbox"/>	危機管理班	必要に応じて、気象台や県の助言を求め、情報を総合的に勘案して、避難指示等の種類、対象地域、避難先等を判断し、本部長に具申する	3-3-1	—
	1-4 <input type="checkbox"/>	危機管理班	本部長が判断したとき、または知事、警察官、自衛官等の避難指示を受けたときは、広報戦略班に避難指示等の伝達を依頼する	3-3-1	—
	1-5 <input type="checkbox"/>	危機管理班	避難指示等の発令を各部、県、防災関係機関に報告する	3-3-1	3-1-1
2 避難指示等を伝達する	2-1 <input type="checkbox"/>	広報戦略班	避難指示等の種類や緊急度に応じて伝達手段を検討し、広報実施体制を確立する	3-3-2	—
	2-2 <input type="checkbox"/>	広報戦略班	伝達文等を作成し、複数の伝達手段で避難指示等を伝達する	3-3-2	7-2-10
	2-3 <input type="checkbox"/>	広報戦略班	避難がより危険を招くと判断されるときは、屋内安全確保に関する措置を指示する	3-3-2	—
	2-4 <input type="checkbox"/>	広報戦略班	必要に応じて、エフエムひこね、NHK 大阪放送局その他報道機関に避	3-3-2	2-3-1、 7-1-121

風水害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
-------	--------	-----------	---------	-------

				難指示等の放送を依頼する		
3	避難行動要支援者に避難指示等を伝達する	3-1 <input type="checkbox"/>	社会福祉班 幼児班 こども若者支援班 障害福祉班 母子保健班 健康推進班 高齢福祉推進班	福祉保健部およびこども家庭部内で避難行動要支援者の支援体制を確立する	3-3-4	—
		3-2 <input type="checkbox"/>	社会福祉班 幼児班 こども若者支援班 障害福祉班 母子保健班 健康推進班 高齢福祉推進班	避難指示等の対象地域の避難行動要支援者名簿を準備する	3-3-4	—
		3-3 <input type="checkbox"/>	社会福祉班 幼児班 こども若者支援班 障害福祉班 母子保健班 健康推進班 高齢福祉推進班	彦根警察署、市社会福祉協議会、自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携し、避難指示等の対象地域の避難行動要支援者に避難指示等の情報を伝達する	3-3-4	—
		3-4 <input type="checkbox"/>	社会福祉班 幼児班 こども若者支援班 障害福祉班 母子保健班 健康推進班 高齢福祉推進班	避難がより危険を招くと判断される場合は、屋内安全確保に関する措置を指示する	3-3-4	—
4	要配慮者利用施設に避難指示等を伝達する	4-1 <input type="checkbox"/>	社会福祉班 幼児班 こども若者支援班 障害福祉班 母子保健班 健康推進班 高齢福祉推進班	避難指示等の対象地域に要配慮者利用施設があるときは、該当する施設とその避難先を確認する	3-3-5	4-6-1
		4-2 <input type="checkbox"/>	社会福祉班 幼児班 こども若者支援班 障害福祉班 母子保健班 健康推進班 高齢福祉推進班	避難指示等の対象地域にある要配慮者利用施設の施設管理者に避難指示等を伝達する	3-3-5	—

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

	4-3 □	社会福祉班 幼児班 こども若者 支援班 障害福祉班 母子保健班 健康推進班 高齢福祉推進班	避難がより危険を招くと判断される ときは、屋内安全確保に関する措置 を指示する	3-3-5	—
--	----------	--	---	-------	---

<p>&lt;関係機関&gt;</p> <p>気象台 県 彦根警察署 報道機関 市社会福祉協議会 自治会・自主防災組織 民生委員・児童委員</p>	<p>&lt;備考&gt;</p> <p>※1 高齢者等避難、避難指示等の基準 ※2 高齢者等避難、避難指示等の方法 *関係機関の連絡先等【資料編 P2-3-1 参照】 *彦根市災害通信連絡網【資料編 P3-1-1 参照】 *気象等情報関係【資料編 P3-3-1 参照】 *土砂災害に関する避難指示等発令の判断基準【資料編 P3-4-1 参照】 *河川氾濫に関する避難指示等発令の判断基準【資料編 P3-4-3 参照】 *要配慮者利用施設【資料編 P4-6-1 参照】</p>
---	--

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

※1 高齢者等避難、避難指示等の基準

事項区分	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難	市町長	要配慮者等(社会福祉施設を含む)に対する立退き指示、立退き先の指示	災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
避難指示等	市町長 (災害対策基本法第60条)	立退き、安全確保措置の指示 および 立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
	知事およびその命を受けた職員 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事又はその命を受けた吏員 (地すべり等防止法第25条)	立ち退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市町村長 (災害対策基本法第60条)	立退き、安全確保措置の指示 および 立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条) (警察官職務執行法第4条)	立退きの指示 警告 避難等の指示	市町村長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を發し、または特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
避難指示にあたっての助言 (災害対策基本法第61条の2)		指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または知事は、避難指示に関する事項について市町長から助言を求められた場合には、その所掌事務に関し、必要な助言を求める。	
知事による避難の指示等の代行 (災害対策基本法第60条第6項)		知事は、市町長がその全部または大部分の事務を行うことができないときは、避難のための立ち退きに関する指示等の全部または一部を代行する。	
避難指示の解除にあたっての助言 (土砂災害防止法第32条)		国土交通大臣または知事は、避難指示の解除に関する事項について市町長から助言を求められた場合には、必要な助言をする。	

(注) 避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険がおよぶおそれがあると認めるときは、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

(4) 避難誘導					
業務実施時期		【風水雪害】発生前 ~ 発生直後 【地震・事故】発災直後 ~ 3時間後			
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 市民の避難誘導を行う	1-1 <input type="checkbox"/>	ライフサー ビス班 警防班 消防署班	避難対象地区に応じて、誘導員を派遣するなど、消防団、彦根警察署、自治会・自主防災組織等が実施する避難誘導に協力する	3-3-4	-
	1-2 <input type="checkbox"/>	ライフサー ビス班 警防班 消防署班	必要に応じて、誘導標識、誘導ロープ、投光機、照明器具等の調達に協力する	3-3-4	-
	1-3 <input type="checkbox"/>	ライフサー ビス班 警防班 消防署班	災害が広範囲で人材、物資等が調達できないときは、市本部に応援を要請する	3-3-4	-
	1-4 <input type="checkbox"/>	ライフサー ビス班 警防班 消防署班	安全な地域・施設への避難の完了を確認したときは、市本部に報告する	3-3-4	-
<関係機関> 彦根警察署 消防団 自治会・自主防災組織			<備考>		

業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 避難行動要 支援者の安 否を確認す る	1-1 <input type="checkbox"/>	社会福祉班 幼児班 こども若者 支援班 障害福祉班 母子保健班 健康推進班 高齢福祉推進班	彦根警察署、市社会福祉協議会、自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認体制を確保する	3-3-5	—
	1-2 <input type="checkbox"/>	社会福祉班 幼児班 こども若者 支援班 障害福祉班 母子保健班 健康推進班 高齢福祉推進班	避難行動要支援者名簿を活用して避難行動要支援者の安否を確認する	3-3-5	—
	1-3 <input type="checkbox"/>	社会福祉班 幼児班 こども若者 支援班 障害福祉班 母子保健班 健康推進班 高齢福祉推進班	病気、負傷等により、医療機関、福祉施設等への移送が必要な避難行動要支援者がいるときは、適宜施設へ移送する	3-3-5	—
	1-4 <input type="checkbox"/>	社会福祉班 幼児班 こども若者 支援班 障害福祉班 母子保健班 健康推進班 高齢福祉推進班	危険な区域に避難行動要支援者が残留するときは、安全な場所へ移動を促し、必要に応じて、移送する	3-3-5	—
	1-5 <input type="checkbox"/>	社会福祉班 幼児班 こども若者 支援班 障害福祉班 母子保健班 健康推進班 高齢福祉推進班	彦根警察署、その他関係機関・団体等と連絡調整し、安否が確認できない避難行動要支援者を検索する	3-3-5	—
	1-6 <input type="checkbox"/>	社会福祉班 幼児班 こども若者 支援班 障害福祉班 母子保健班 健康推進班 高齢福祉推進班	避難行動要支援者の安否情報を整理する	3-3-5	—
	1-7 <input type="checkbox"/>	社会福祉班 幼児班 こども若者 支援班 障害福祉班 母子保健班 健康推進班 高齢福祉推進班	避難行動要支援者の安否情報の整理結果を市本部に報告する	3-3-5	—

<関係機関> 彦根警察署 市社会福祉協議会 自治会・自主防災組織 民生委員・児童委員	<備考>
--	------

風水害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
-------	--------	-----------	---------	-------

業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 施設利用者等の避難を確認する	1-1 <input type="checkbox"/>	社会福祉班 高齢福祉推進班 幼児班 こども若者支援班 障害福祉班 病院事務局班 幼稚園保育所班 教育総務班 学校教育班	所管する施設の管理者と連絡調整し、施設利用者・入所者、園児・児童・生徒、施設職員、教職員等の安全確保状況を把握する	3-3-6	—
	1-2 <input type="checkbox"/>	社会福祉班 高齢福祉推進班 幼児班 こども若者支援班 障害福祉班 病院事務局班 幼稚園保育所班 教育総務班 学校教育班	施設利用者・入所者、園児・児童・生徒、施設職員、教職員等の被害情報や他の施設に移送された者等の情報を整理する	3-3-6	—
	1-3 <input type="checkbox"/>	社会福祉班 高齢福祉推進班 幼児班 こども若者支援班 障害福祉班 病院事務局班 幼稚園保育所班 教育総務班 学校教育班	施設利用者・入所者、園児・児童・生徒、施設職員、教職員等の人的被害に関する情報整理結果を市本部に報告する	3-3-6	—

<関係機関> 社会福祉施設 医療機関	<備考>
--------------------------	------

(5) 帰宅困難者対策					
業務実施時期		発災直後 ～ 3日後			
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 帰宅困難者に情報を提供する	1-1	危機管理班	災害発生時間から帰宅困難者の発生者数を推定する	3-3-7	—
	1-2	危機管理班	帰宅困難者対策が必要なときは、交通機関の復旧情報や道路の被災・復旧に関する情報等、帰宅が可能かどうかの判断に必要な情報を把握する	3-3-7	—
	1-3	危機管理班	県と連絡調整し、災害時帰宅支援ステーション、一時滞在施設の開設状況等を把握する	3-3-7	—
	1-4	危機管理班	一時滞在施設が確保できないときは、指定緊急避難場所での受入れ可否を施設管理者と調整する	3-3-7	—
	1-5	危機管理班	通行可能な道路情報、災害時帰宅支援ステーション、一時滞在施設（緊急避難場所）に関する情報を整理する	3-3-7	—
	1-6	危機管理班	広報戦略班に通行可能な道路情報、災害時帰宅支援ステーション、一時滞在施設（緊急避難場所）に関する情報等の広報を依頼する	3-3-7	—
	1-7	危機管理班 人権政策班 地域経済振興班 観光交流班	企業等に一斉帰宅抑制の呼びかけを依頼する	3-3-7	—
<関係機関> 県教育委員会 交通機関 各種学校法人			<備考>		

(2) 応急措置の実施						
業務実施時期		1日後 ～ 1か月後				
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ	
1	所管施設 (河川管理施設、ため池、農業施設等)の応急措置の実施体制を確立する	1-1 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班 農林水産班	緊急調査結果から所管する施設の応急措置実施箇所を決定する	3-3-14	—
		1-2 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班 農林水産班	所管する施設の応急措置に関する実施計画を作成する	3-3-14	—
		1-3 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班 農林水産班	応急措置に関する実施計画にしたがい、応急措置に必要な人員、資機材等を確保する	3-3-14	—
		1-4 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班 農林水産班	必要に応じて、土木建築業者等に協力を依頼する	3-3-14	—
		1-5 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班 農林水産班	必要な人員、資機材が不足する場合は、県地方本部を通じて県本部へ応援を要請する	3-3-14	—
2	所管施設 (河川管理施設、ため池、農業施設等)の応急措置を行う	2-1 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班 農林水産班	応急措置に関する実施計画にしたがい、応急工作、障害物の除去、仮復旧等施設状況に応じた応急措置を講じる	3-3-14	—
		2-2 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班 農林水産班	所管する施設に関し、実施した応急措置を整理する	3-3-14	—
		2-3 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班 農林水産班	所管する施設に関し、実施した応急措置を市本部に報告する	3-3-14	—
		2-4 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班 農林水産班	所管する施設に関し、実施した対応状況を県地方本部を通じて県本部へ報告する	3-3-14	—
<関係機関> 県 土木建築業者			<備考> ※1 応急措置の概要			

※1 応急措置の概要

<p>ア 河道閉塞箇所におけるガレキ等の除去</p> <p>イ 堤防・ため池崩壊法面のクラック等へのビニールシートによる浸透防止工事</p> <p>ウ 水門、排水機等の被害箇所への土のう、矢板等による応急的な締切</p> <p>エ 移動排水ポンプ車の派遣等による内水排除</p>
---

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

## 第5節 医療救護対策

### <業務手順>

(1) 医療救護体制の確立					
業務実施時期		発生直後 ～ 3日後			
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 応急医療体制を確保する	1-1 <input type="checkbox"/>	健康推進班 母子保健班 病院事務局班	市本部が把握する人的被害（負傷者数等）の情報から医療需要を推定する	3-3-16	—
	1-2 <input type="checkbox"/>	健康推進班 母子保健班 病院事務局班	広域災害・救急医療情報システム等を利用して、病院等（有床診療所を含む）の被災状況等を把握する	3-3-16	—
	1-3 <input type="checkbox"/>	健康推進班 母子保健班 病院事務局班	患者の受入れや救護班の派遣可否、応需状況を整理する	3-3-17	—
	1-4 <input type="checkbox"/>	健康推進班 母子保健班 病院事務局班	病院部病院事務局班、彦根医師会、彦根歯科医師会と連携し、フェーズごとの医療需要に見合う救護班を確保する	3-3-18	2-2-1
	1-5 <input type="checkbox"/>	健康推進班 母子保健班 病院事務局班	必要に応じて、県地方本部を通じて県本部に救護班の派遣を要請する	3-3-18	—
	1-6 <input type="checkbox"/>	健康推進班 母子保健班 病院事務局班	県地方本部を通じて、後方支援病院となり得る施設を確保する	3-3-18	—
2 救護所を設置する	2-1 <input type="checkbox"/>	健康推進班 母子保健班 高齢福祉推進班	災害状況に応じて、市本部と連絡調整し、救護所の設置場所を決定し、救護所の施設管理者に協力を要請する	3-3-17	—
	2-2 <input type="checkbox"/>	健康推進班 母子保健班	救護所の施設管理者と連携して、診療空間・診療機能を確保する	3-3-17	—
	2-3 <input type="checkbox"/>	健康推進班 母子保健班	派遣される救護班と連絡調整し、それぞれの配置先を調整する	3-3-17	—
	2-4 <input type="checkbox"/>	健康推進班 母子保健班	救護所の開設準備完了後、設置場所に標識等を掲示し、周知する	3-3-17	—
	2-5 <input type="checkbox"/>	健康推進班 母子保健班 高齢福祉推進班	救護所の設置状況を市本部に報告する	3-3-17	—
	2-6 <input type="checkbox"/>	健康推進班 母子保健班 高齢福祉推進班	広報戦略班に救護所の設置場所に関する広報を依頼する	3-3-17	—
3 医薬品、衛	3-1	健康推進班	派遣される救護班と連絡調整し、医	3-3-19	—

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

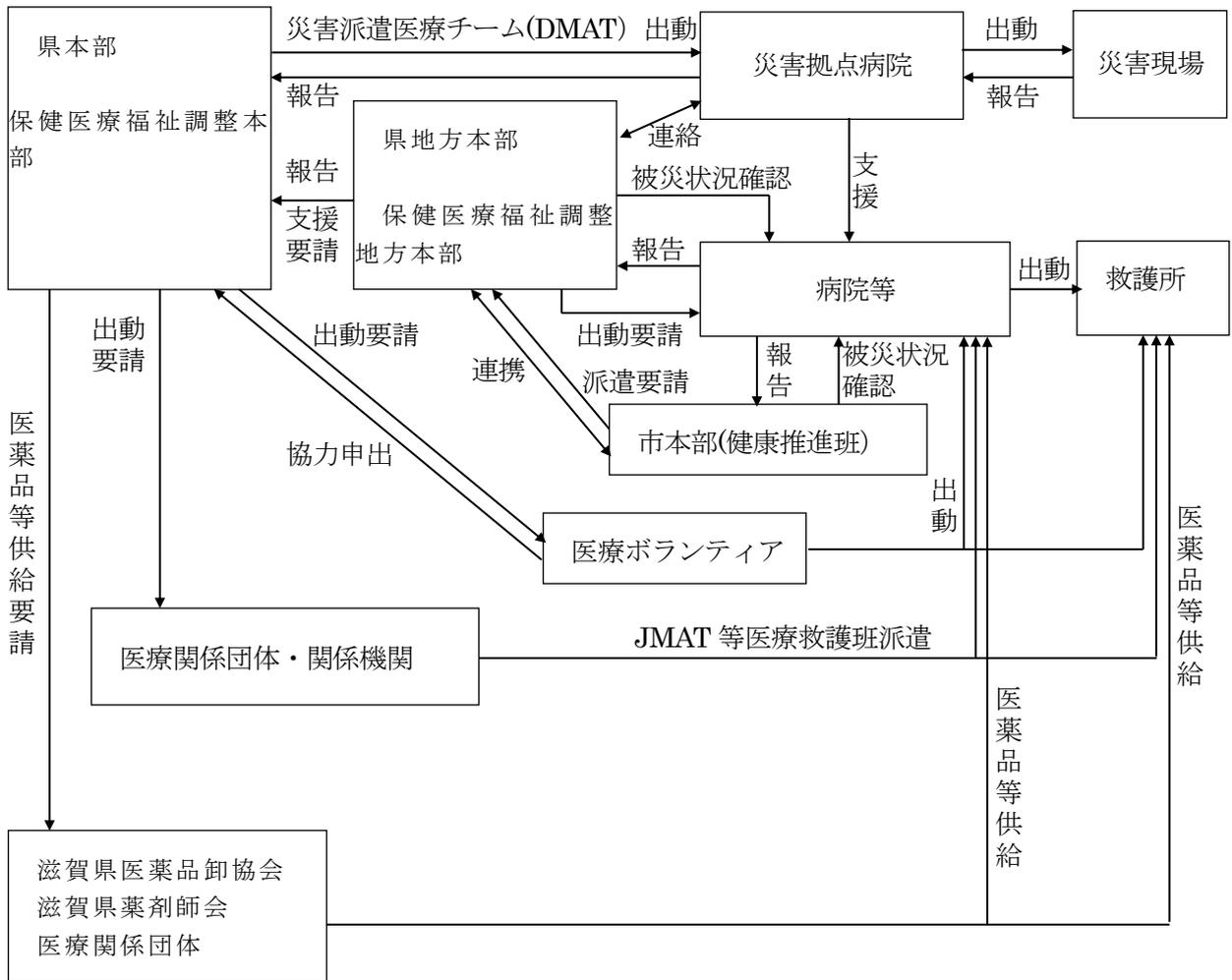
生材料を確保する	<input type="checkbox"/>	母子保健班 病院事務局班	療・助産救護のために使用する医薬品、衛生材料等の必要数を推定する		
	3-2 <input type="checkbox"/>	健康推進班 母子保健班 高齢福祉推進班 病院事務局班	医薬品、衛生材料は、彦根薬剤師会等への要請を市本部に依頼する	3-3-19	2-2-1
	3-3 <input type="checkbox"/>	健康推進班 母子保健班 病院事務局班	医薬品、衛生材料が不足する場合は、彦根保健所を通じて県薬剤師会、県医薬品卸協会等に協力を要請する	3-3-19	5-2-1
	3-4 <input type="checkbox"/>	健康推進班 母子保健班 病院事務局班	医薬品、衛生材料等調達した物資は、集積・分配し、各救護所へ配送する	3-3-19	-
	3-5 <input type="checkbox"/>	健康推進班 母子保健班 病院事務局班	輸血用血液が必要な場合は、県赤十字血液センターに供給を要請する	3-3-19	5-2-1

<関係機関> 県 彦根医師会 彦根歯科医師会 彦根薬剤師会 県赤十字血液センター	<備考> ※1 救護班 ※2 指揮命令および連絡調整 ※3 救護所候補施設 * 医療関係調達先【資料編 P5-2-1 参照】
---	--

### ※1 救護班

○救護班 ア 災害派遣医療チーム (DMAT) (ア) 災害現場の医療情報の収集・報告 (イ) 負傷者のトリアージおよび応急処置 (ウ) 後方医療機関への移送の可否および移送先、移送順位の決定 (エ) その他状況に応じた処置 イ 医療救護班 (ア) 傷病者に対する応急処置と軽易な患者に対する医療 (イ) 後方医療機関への移送の可否および移送先、移送順位の決定 (ウ) 遺体の検案と検視に伴う協力 (エ) 遺体の処理 (縫合等) ウ 助産救護班 (ア) 分娩の介助 (イ) 分娩前後の処理 (ウ) 衛生材料の支給 エ こころのケアチーム (ア) 被災者の心理的影響についての情報の収集 (イ) 心のケアを必要とする人へのケアの提供 (ウ) その他、地元地域の要請に応じた支援 ○フェーズごとの活動内容		
フェーズ	時間経過	活動内容
第1フェーズ	発生から3時間程度	・災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣要請 ・被災地外医療圏域の災害拠点病院に対する派遣要請
第2フェーズ	3日以内	・災害派遣医療チーム (DMAT) の活動 ・負傷者のトリアージ、応急処置および移送
第3フェーズ 第4フェーズ	4日から2週間 2週間~2か月程度	・医療救護班、こころのケアチームの派遣 ・医療救護活動の終了

※2 指揮命令および連絡調整



※3 救護所候補施設

- |  |
|--|
| ア 指定避難所、指定緊急避難場所<br>イ 災害救助法適用区域内の病院および診療所の外来診療施設<br>ウ 災害現場 |
|--|

(2) 医療救護活動					
業務実施時期		発生直後 ～ 2か月後			
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 医療救護活動を実施する	1-1 <input type="checkbox"/>	健康推進班 母子保健班 病院事務局班	逐次、派遣される救護班と連絡調整し、医療救護活動に協力する	3-3-18	—
	1-2 <input type="checkbox"/>	健康推進班 母子保健班 病院事務局班	救護所における医療救護活動の記録を整理する	3-3-18	—
	1-3 <input type="checkbox"/>	健康推進班 母子保健班 病院事務局班	医療救護活動記録の整理結果を市本部に報告する	3-3-18	—
	1-4 <input type="checkbox"/>	健康推進班 母子保健班	必要に応じて、救護班の過不足を確認し、救護所間の人材、物資の調整を実施する	3-3-18	—
	1-5 <input type="checkbox"/>	健康推進班 母子保健班	必要に応じて、救護所の縮小・閉鎖や要員の交替を検討し、市本部に報告する	3-3-18	—
2 移送体制を確保する	2-1 <input type="checkbox"/>	健康推進班 母子保健班 病院事務局班	救護所で適切な治療ができない患者がいるときは、消防部に救急車等での移送を依頼する	3-3-18	—
	2-2 <input type="checkbox"/>	健康推進班 母子保健班 病院事務局班	救急車が不足するときや遠方への輸送が必要なときなどは、必要に応じて、市本部に県本部への移送要請を依頼する	3-3-18	—
	2-3 <input type="checkbox"/>	健康推進班 母子保健班 病院事務局班	必要に応じて、医療救護スタッフ用の車両を確保する	3-3-18	—
	2-4 <input type="checkbox"/>	健康推進班 母子保健班 病院事務局班	重症患者、医療救護スタッフ等の移送に当たり、ヘリコプターが必要なときは、市本部に県本部への応援要請を依頼する	3-3-18	4-7-1～2
<関係機関> 県			<備考> ※1 医療救護の対象、範囲、方法、費用等 ※2 助産救護の対象、範囲、方法、費用等 *防災ヘリコプター指定離着陸場等【資料編 P4-7-1～2】		

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

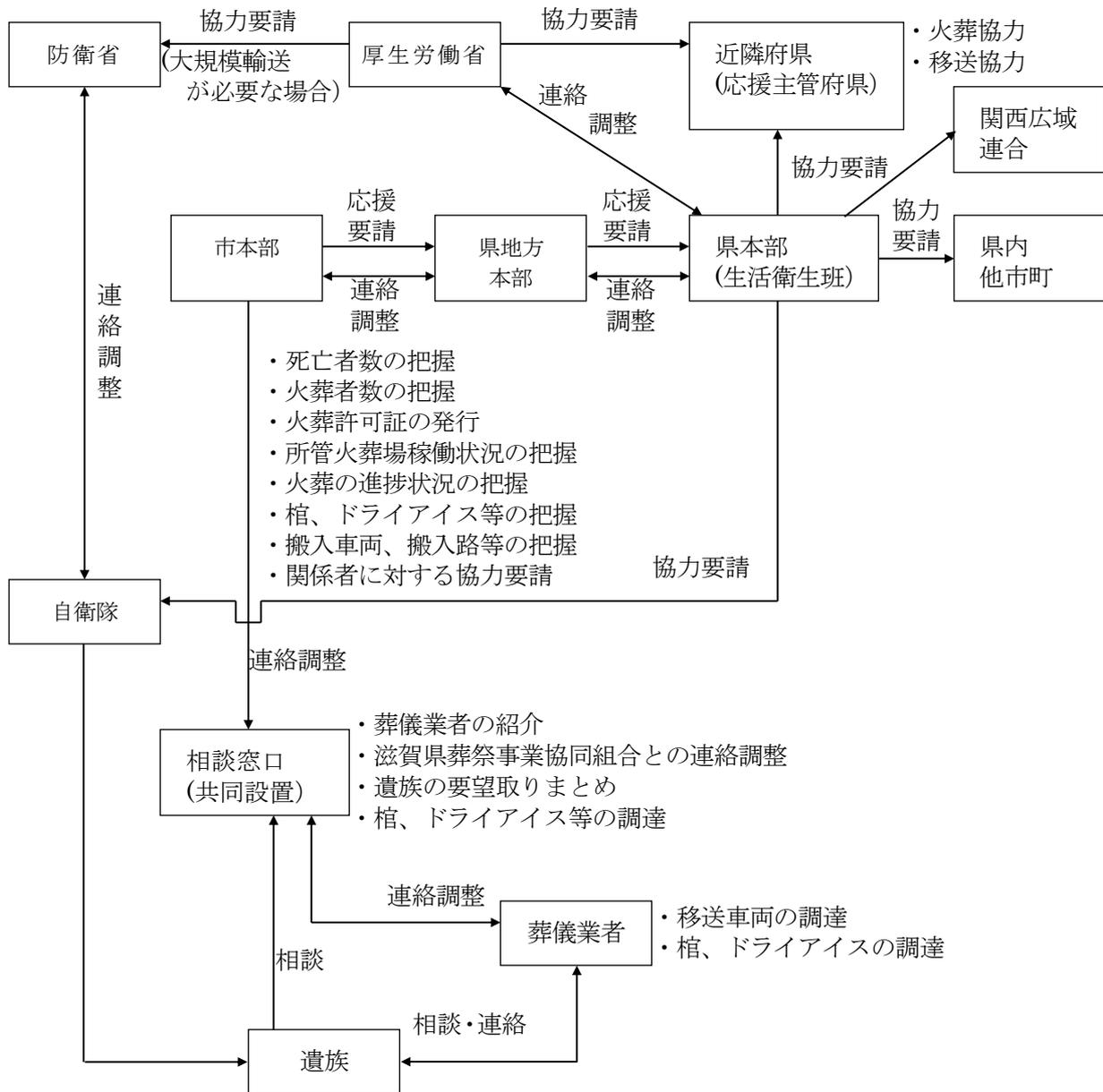
## ※1 医療救護の対象、範囲、方法、費用等

<p>(1) 対象者 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者</p> <p>(2) 範囲（応急的なもの） ア 診療 イ 薬剤または治療材料の支給 ウ 処置・手術その他の治療および施術 エ 病院または診療所への収容 オ 看護</p> <p>(3) 医療の方法 ア 救護班による医療 （ア）災害救助法に基づく医療は、原則として救護班が行う。 （イ）市本部は、状況に応じて必要な救護班を順次現地に派遣する。 （ウ）救護班の編成は、医師1人、看護師2人、事務担当者1人の計4人を基準とする。 （エ）救護所の設置 イ 委託医療機関等による医療 救護班による救護ができない者または救護班による救護が適当でない者については、すべての委託医療機関等における入院治療施設において救護を行う。この場合、委託医療機関は、原則として市長の発行する医療券または救護班長の発行する入院指示書により救護を行う。</p> <p>(4) 医療のための費用 医療のために支出できる費用は、次のとおりとする。 ア 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料および医療器具破損等の実費 イ 委託医療機関等による医療 社会保険診療報酬の額以内 ウ 施術者による場合 当該地域における協定料金の額以内</p> <p>(5) 医療救護活動の期間 災害発生の日から14日以内とする。ただし、県知事の承認を得て延長することができる。</p>
--

## ※2 助産救護の対象、範囲、方法、費用等

<p>(1) 対象者 災害救助法による助産基準に準じて、災害発生の日以前または以後の7日以内に分べんし、災害のため助産の途を失った者とする。</p> <p>(2) 範囲 ア 分べんの介助 イ 分べん前および分べん後の処置 ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>(3) 助産の方法 ア 救護班による助産 （ア）災害救助法による助産は、原則として産科医を構成員とする救護班が行う。ただし、急を要する場合は、最寄りの助産師によって行うことも差し支えない。 （イ）救護班の編成派遣、構成および救護所の設置については、医療の場合と同様とする。 イ 委託助産機関による助産 救護班等による救護ができない者または救護班等による救護が適当でない者については、災害救助法適用区域内の産科を有する病院および診療所において救護を行う。この場合において、委託助産機関は、原則として市本部長の発行する助産券または救護班長の発行する入院指示書により救護を行う。</p> <p>(4) 助産のための費用 助産に要する費用は、次のとおりである。 ア 救護班による場合 使用した衛生材料の実費 イ 委託助産等による場合 使用した衛生材料および処置に要した実費 ウ 助産師による場合 当該地域における慣行料金の8割以内の額</p> <p>(5) 助産救護活動の期間 分べんした日から7日以内とする。ただし、県知事の承認を得て延長が可能である。</p>
--

※1 被災に係る遺体の火葬体制



※2 漂着遺体の取扱い

被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない遺体は、行旅病人および行旅死亡人取扱法に基づき行旅死亡人として取扱う

※3 仮土葬の検討

東日本大震災では、火葬処理が間に合わないものについて、遺族の承認を得た上で仮土葬を実施。その後、火葬場が確保でき次第、遺体を掘り起こし、火葬を実施している。

## 第7節 二次災害防止活動

### <業務手順>

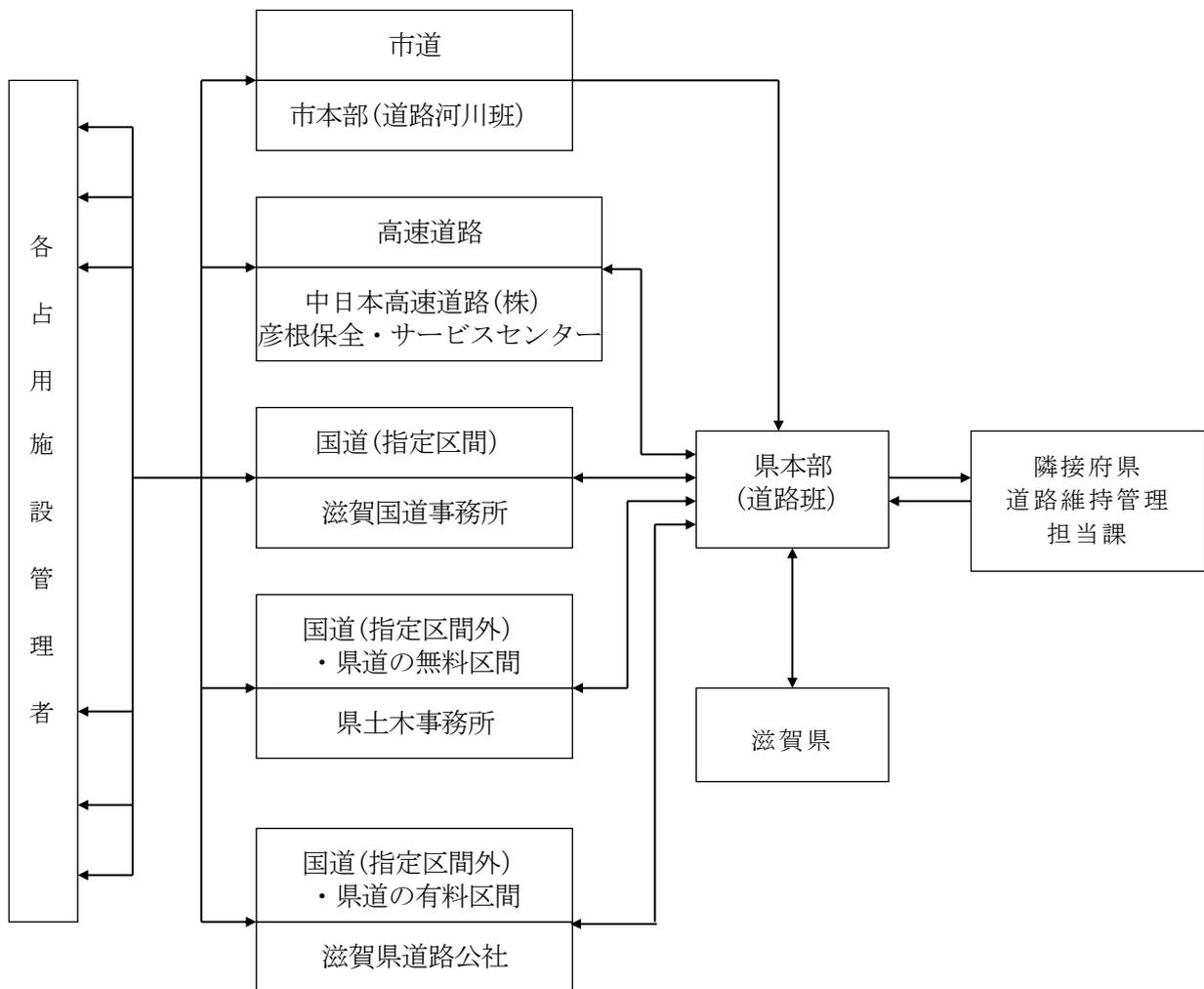
(1) 道路施設の応急対策						
業務実施時期		1日後 ~ 1か月後				
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ	
1	所管する道路、橋りょうの緊急点検調査を実施する	1-1 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班	所管する道路・橋りょう、交通安全施設（以下、「道路施設等」という）の被害概況を把握する	3-3-23	4-5-10
		1-2 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班	施設管理者間で情報交換を行い、優先的に対応すべき路線等を把握する	3-3-23	—
		1-3 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班	道路施設等の緊急点検調査に必要な人員、資機材を確保する	3-3-23	—
		1-4 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班	道路施設等の緊急点検調査を実施し、二次災害等危険度を評価する	3-3-23	—
		1-5 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班	道路施設等の緊急点検調査実施結果を整理する	3-3-23	—
		1-6 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班	道路施設等の緊急点検調査実施結果を市本部に報告する	3-3-23	—
		1-7 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班	道路施設等の被災状況を災害発生後1週間以内に県地方本部を通じて県本部へ報告する	3-3-23	—
2	所管する道路、橋りょうの応急復旧を行う	2-1 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班	道路施設等に著しい被害を生じるおそれがある場合は、避難および立入制限等の措置を講じる	3-3-23	—
		2-2 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班	道路施設等に関し、道路障害物の除去、応急補修等の啓開作業を行うとともに、仮復旧等施設に応じた応急措置を講じる	3-3-23	—
		2-3 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班	必要に応じて、市民環境部清掃センター班と連携して、道路啓開作業により収集された路上障害物の仮置場を確保する	3-3-23	—
		2-4 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班	道路施設等の応急措置に関し、必要に応じて、市本部に県本部等への応援要請を依頼する	3-3-23	—
		2-5 <input type="checkbox"/>	建設管理班 道路河川班	道路施設等に関し、実施した応急措置を整理する	3-3-23	—
		2-6 <input type="checkbox"/>	建設管理班	道路施設等に関し、実施した応急措	3-3-23	—

風水害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
-------	--------	-----------	---------	-------

	<input type="checkbox"/>	道路河川班	置を市本部に報告する		
	2-7	建設管理班 道路河川班	道路・橋りょうに関し、実施した対応状況を県地方本部を通じて県本部へ報告する	3-3-23	-

<関係機関> 滋賀国道事務所 県 中日本高速道路（株）	<備考> ※1 道路応急復旧活動体制 ※2 各施設管理者の応急対策 *橋りょうの一覧【資料編 P4-5-10 参照】
--------------------------------------	---

※1 道路応急復旧活動体制



風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

## ※2 各施設管理者の応急対策

### (1) 県道（県道路班）

#### ア 情報収集

県本部は、あらかじめ定めた計画に基づき職員を現地に派遣し、緊急輸送道路の被害状況、交通確保状況等の情報を収集する。

収集した道路情報は、県本部（道路班）に連絡する。

#### イ 応急復旧

(ア) 県本部は、収集した道路情報をもとに応急復旧計画を策定し、道路機能の確保に努める。

(イ) 緊急輸送道路の一部が通行不能になり、復旧に日時を要することが予想される場合は、県本部は、このう回路として市道の使用を検討する。う回路として市道を使用する場合は、その旨を市本部に連絡し、交通確保の協力を要請する。

(ウ) 復旧作業の実施については、あらかじめ締結した「協定」に基づき、滋賀県建設業協会に資材・労力等の提供を求める。

### (2) 国道（国土交通省近畿地方整備局）

緊急輸送の確保と安全かつ円滑な交通を確保する。

ア 道路の被害状況等を速やかに把握し、関係機関に連絡する。

イ 道路上の車両、道路上の倒壊物または落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、主要避難路および緊急交差点から優先的に実施する。

ウ 上・下水道、電気、ガス、電話等道路占用の施設の被害を発見した場合は、各施設の管理者に通報する。緊急の場合は、通行の禁止、または制限、あるいは現場付近への立入禁止の必要な措置を講じ、防災関係機関、施設の管理者等に通報する。

### (3) 名神高速道路（中日本高速道路（株））

災害が発生した場合は、中日本高速道路（株）の彦根保全・サービスセンター防災等業務要領の定めるところにより、統括責任者による非常体制を指令し、社員等の非常出勤体制による災害応急活動を行う。

#### ア 防災機関等への連絡

中日本高速道路（株）は、災害による高速道路の被害状況、措置状況等の情報を各関係防災機関へ速やかに連絡する。

#### イ 点検措置

災害の発生直後、道路等の点検を直ちに行い、緊急復旧計画を策定し、応急措置をとるものとする。

#### ウ 交通規制

災害の発生と同時に、警察と協力して必要な交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板、会社所有のパトロールカー等により、通行者に対する避難誘導措置を講じる。

#### エ 初期消火および火災防止運動

高速道路上において、衝突、追突等により車両火災が発生した場合は、消火器、消火栓等の利用により迅速に初期消火活動を行い、火勢の拡大防止に努める。

#### オ 救出および応急手当

災害により高速道路上で死傷者が生じたときは、速やかに消防機関等に出動を要請するものとし、中日本高速道路（株）は、消防機関等の行う救急活動に協力する。

#### カ 危険物、高圧ガス運搬車両の緊急措置

災害により高速道路において危険物、高圧ガス等が、運搬車両から流出した場合には、交通規制等の措置を行うとともに、消防機関等に出動を要請し、同機関の行う除去作業に協力する。

### (4) 交通安全施設

交通安全施設が損壊し、または故障した場合、応急復旧に迅速に対応し、被災地および関連道路における交通の安全と緊急通行車両の通行の円滑化を図る。

#### ア 信号機等の緊急補修

交通信号機等交通安全施設が損壊し、または故障した場合は、迅速な復旧に努める。また、交通信号機等電源付加装置の点検、燃料補給等を行う。

#### イ 主要交差点における交通整理

被災地域内および関連道路の主要交差点に交通整理員を配置し、必要な交通整理を行う。

(2) 公共施設の危険度判定および応急対策					
業務実施時期		1日後 ～ 1か月後			
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 公共施設の危険度調査を実施する	1-1 <input type="checkbox"/>	公有財産管理班	公共施設の施設管理者と連絡調整し、災害による公共施設の被害概況を把握する	3-3-23	—
	1-2 <input type="checkbox"/>	公有財産管理班 都市計画班 建築班	必要に応じて、県、地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士関係団体、建設業関係団体等に協力を要請し、被災建築物の応急危険度判定調査実施体制および被災宅地危険度判定調査実施体制を確立する	3-3-23	—
	1-3 <input type="checkbox"/>	公有財産管理班 都市計画班 建築班	危険度判定調査および被災度区分判定を実施し、避難の要否、継続使用に関する保守および構造補強等の要否を判定する	3-3-23	—
	1-4 <input type="checkbox"/>	公有財産管理班 都市計画班 建築班	危険度判定調査および被災度区分判定結果を整理する	3-3-23	—
	1-5 <input type="checkbox"/>	公有財産管理班	公共施設の施設利用可否等を市本部に報告する	3-3-23	—
2 公共施設の応急復旧を行う	2-1 <input type="checkbox"/>	公有財産管理班 各施設管理者	公共施設に著しい被害を生じるおそれがある場合は、避難および立入制限等の措置を講じる	3-3-24	—
	2-2 <input type="checkbox"/>	公有財産管理班 各施設管理者	継続使用が可能な施設について、必要に応じた補修等の応急措置を講じる	3-3-24	—
	2-3 <input type="checkbox"/>	公有財産管理班 各施設管理者	公共施設の応急措置に関し、必要に応じて、市本部に県本部等への応援要請を依頼する	3-3-24	—
	2-4 <input type="checkbox"/>	公有財産管理班	市庁舎の被害が著しく執務に支障があるときは、仮設庁舎を確保する	3-3-24	—
	2-5 <input type="checkbox"/>	公有財産管理班 各施設管理者	公共施設に関し、実施した応急措置を整理する	3-3-24	—
	2-6 <input type="checkbox"/>	公有財産管理班 各施設管理者	公共施設に関し、実施した応急措置を市本部に報告する	3-3-24	—
<関係機関> 県 地方公共団体建築技術者 学識経験者 建築士関係団体 建設業関係団体			<備考> ※1 各施設管理者の被害状況の把握と報告		

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

#### ※1 各施設管理者の被害状況の把握と報告

各施設の管理者は、施設に二次災害発生のおそれがないか、また施設の継続的な使用の可否を判断するため、被害状況を速やかに市本部および関係機関に報告する。

その後、財産および物品に区分した被害状況報告書および被害集計表を作成し、総務班に提出する。なお、国および県の補助対象となる施設等の被害のときは、関係各班が応急復旧に先立ち被災状況について写真撮影および記録し、保管する。

(5) 飲食物の摂取制限等

業務実施時期		1日後 ～ 1か月後			
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 緊急時における飲食物の出荷制限、摂取制限等を実施する	1-1 <input type="checkbox"/>	健康推進班 農林水産班 上下水道総務班 上水道工務班	国および県の要請を受けた当該対象地域における飲食物の出荷制限および摂取制限の内容を確認する	3-3-34	—
	1-2 <input type="checkbox"/>	農林水産班 上下水道総務班	国および県の要請を受けた当該対象地域における飲食物の出荷制限および摂取制限の内容を各班に周知する	3-3-34	—
	1-3 <input type="checkbox"/>	上水道工務班	県より放射性物質による汚染状況の調査の要請を受けたときは、飲料水の検査に協力する	3-3-34	—
	1-4 <input type="checkbox"/>	上下水道総務班	県より要請を受けたときは、汚染水源の使用禁止および汚染飲料水の飲用禁止を広報車により広報する	3-3-34	—
	1-5 <input type="checkbox"/>	農林水産班	県より要請を受けたときは、汚染地区の市民、J A、集荷機関、市場の責任者等に、汚染農林畜水産物の採取禁止、出荷制限等を周知する	3-3-34	—
	1-6 <input type="checkbox"/>	健康推進班	放射線の影響による健康被害に関する広報文等を検討する	3-3-34	—
	1-7 <input type="checkbox"/>	広報戦略班	飲食物の出荷制限および摂取制限の内容や放射線の影響による健康被害について、災害時緊急通報システム、職員災害時用メール配信システム、彦根市ホームページ、エフエムひこね、放送事業者、彦根市メール配信システム、X (旧ツイッター) 等により広報する	3-3-34	—

<p>&lt;関係機関&gt; 県 J A 東びわこ 報道機関</p>	<p>&lt;備考&gt;</p>
---	-------------------

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

(6) 原子力災害医療					
業務実施時期		1日後 ～ 1か月後			
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 県が実施する原子力災害医療に協力する	1-1 <input type="checkbox"/>	病院事務局班	県本部の要請に応じて、避難所等あるいは高島市・長浜市の医療機関へスクリーニングおよび除染に関する知識と技術を有する被ばく医療チームを派遣する	3-3-34	—
	1-2 <input type="checkbox"/>	病院事務局班 (彦根市立病院)	放射性物質による汚染のある患者および急性放射線症候群の疑われる者に対する初期診療や救急診療（外来診療）を行う	3-3-34	—
	1-3 <input type="checkbox"/>	病院事務局班 (彦根市立病院)	必要に応じて、汚染のある者に対する拭き取り・シャワー等による除染を行う	3-3-34	—
	1-4 <input type="checkbox"/>	病院事務局班 (彦根市立病院)	必要に応じて、二次または三次被ばく医療機関への移送の判断を行う	3-3-34	—
	1-5 <input type="checkbox"/>	健康推進班 病院事務局班	被ばく者の二次または三次被ばく医療機関への移送が必要なときは、県本部に要請する	3-3-34	—
	1-6 <input type="checkbox"/>	健康推進班 病院事務局班	実施した原子力災害医療に関する活動内容を整理する	3-3-34	—
	1-7 <input type="checkbox"/>	健康推進班 病院事務局班	実施した原子力災害医療に関する活動内容を市本部に報告する	3-3-34	—

<関係機関> 県	<備考> ※1 原子力災害医療機関
-------------	----------------------

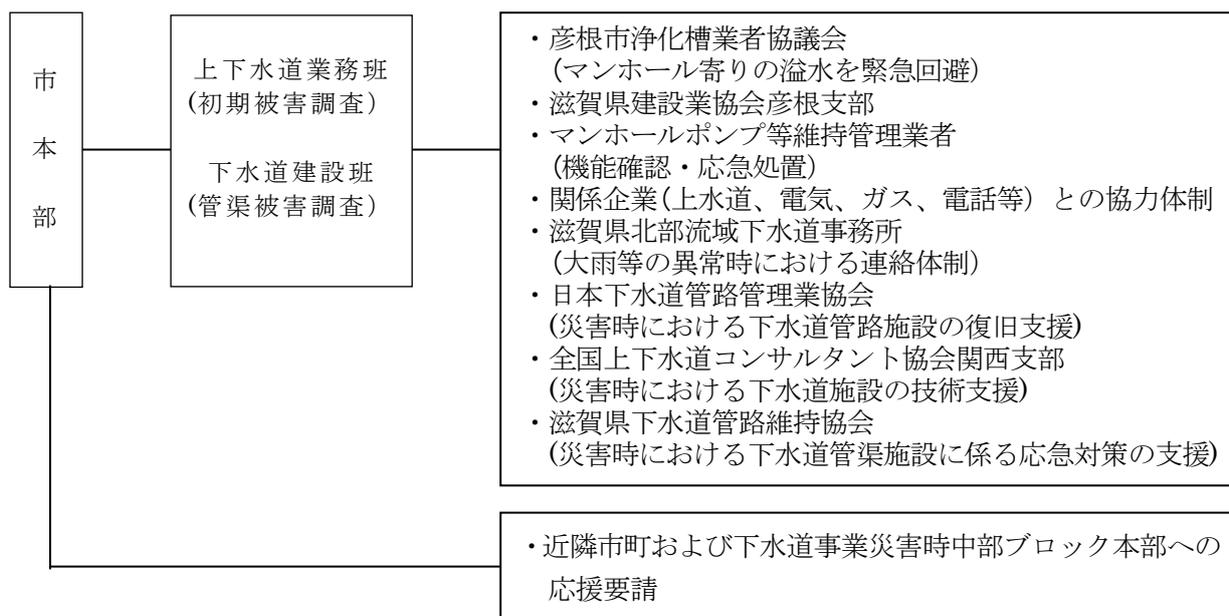
※1 原子力災害医療機関

区分	医療機関名	所在地
初期	大津市民病院	大津市本宮二丁目 9-9
	草津総合病院	草津市矢橋町 1660
	済生会滋賀県病院	栗東市大橋二丁目 4-1
	公立甲賀病院	甲賀市水口町松尾 1256
	近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市土田町 1379
	彦根市立病院	彦根市八坂町 1882
	高島市民病院	高島市勝野 1667
	市立長浜病院	長浜市大戌亥町 313
	長浜市立湖北病院	長浜市木之本町黒田 1221
初期・二次支援	大津赤十字病院	大津市長等一丁目 1-35
	滋賀医科大学医学部附属病院	大津市瀬田月輪町
二次	長浜赤十字病院	長浜市宮前町 14-7
三次	国立大学法人広島大学	広島県東広島市鏡山一丁目 3-2
	独立行政法人放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川 4丁目 9-1

### ※1 下水道関係施設

<p>(1) 管渠、マンホールおよび汚水枳 整備済面積 A=2,451.1ha</p> <p>管渠延長 L=604.8km マンホール N=20,618 個 汚水枳 N=45,374 個 (令和6年3月31日時点)</p> <p>(2) マンホールポンプ (26箇所) 〈所在地〉 松原町、中藪二丁目、金亀町、大藪町、中央町、長曾根南町、甲崎町、下岡部町、須越町、小泉町、三津屋町、三津屋町南、外町、平田町、原町、開出今町、稲枝町、高宮町、地蔵町、地蔵町②、蔵の町団地、八坂町、地蔵町南、正法寺町コモンライフ、正法寺町太平タウン、野田山グリーン団地</p> <p>(3) 雨水排水路スクリーン 〈所在地〉 松原町大洞地区</p> <p>(4) 東北部浄化センター (県管理施設) 〈所在地〉 松原町〈処理場〉 46.7ha</p>
---

### ※2 災害時の組織・連絡体制



(3) 農業集落排水施設の応急復旧						
業務実施時期		1日後 ～ 災害終了				
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ	
1	農業集落排水施設の応急復旧体制を確立する	1-1 <input type="checkbox"/>	農林水産班	緊急調査、応急調査結果等をもとに、応急復旧の方針を決定する	3-4-4	—
		1-2 <input type="checkbox"/>	農林水産班	応急復旧方針にしたがい、要員配置、資機材調達、作業日程等の情報を加味した復旧計画を作成する	3-4-4	—
		1-3 <input type="checkbox"/>	農林水産班	上水道等他の占用地下埋設施設の被災状況、応急復旧計画等についてその管理者と相互に連絡調整する	3-4-4	—
		1-4 <input type="checkbox"/>	農林水産班	復旧計画にしたがい、民間の排水設備工事店等に協力を求めるなど、応急復旧に投入可能な車両や人員を確保する	3-4-4	—
		1-5 <input type="checkbox"/>	農林水産班	必要に応じて、県本部に応援を要請し、応急復旧体制を確保する	3-4-4	—
2	農業集落排水施設の応急復旧を実施する	2-1 <input type="checkbox"/>	農林水産班	復旧計画にしたがい、農業集落排水施設の応急復旧工事を実施する	3-4-4	—
		2-2 <input type="checkbox"/>	農林水産班	農業集落排水施設の復旧状況を整理する	3-4-4	—
		2-3 <input type="checkbox"/>	農林水産班	農業集落排水施設の復旧状況を市本部に報告する	3-4-4	—
		2-4 <input type="checkbox"/>	農林水産班	農業集落排水施設の応急復旧にかかった費用を精算する	3-4-4	—
<関係機関> 県			<備考>			

風水被害対策	地震被害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

#### ※4 食糧の確保方法

各家庭における備蓄ならびに市、県等の公的備蓄および流通在庫方式により食糧を確保する。

##### (1) 食品内容

供給する食品は、主に次のようなものとする。

- ア 乾パン、パン、インスタント食品、麺類、米、その他の副食品、調味料等
- イ 乳幼児には牛乳、粉ミルク
- ウ 産業給食（弁当）

##### (2) 米穀の確保

###### ア 災害救助法の適用を受けない場合

市本部は、被災者等に応急用米穀引渡しを実施する必要があると認められるときは、県本部あてに必要とする数量の応急用米穀を要請するものとする。なお、やむを得ない場合は、電話等により県本部（みらいの農業振興課長）に連絡し、事後速やかに所定の手続をとる。市本部は県本部の配給数量の決定により米穀販売事業者から現品を購入する。

###### イ 災害救助法の適用を受けた場合

前アに準じて販売業者から購入するが、緊急の場合は「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、「災害救助用米穀引渡要請書」により県本部を通じて直接要請する。

なお、通信途絶のため県本部の指示が受けられない場合は、緊急に引き渡しを受ける必要がある数量の政府所有米穀について、農林水産省生産局長に直接引渡しを要請する。なお、農林水産省生産局長に対して直接引き渡しの要請を行った場合には、すみやかに県にその旨を連絡するものとする。

農林水産省生産局 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL 03-6744-1354

##### (3) 乾パンおよび乾燥米飯

市本部は、災害応急用乾パンおよび乾燥米飯の配給を前記 4-（2）に準じて県本部に申請し、政府保有の乾パンおよび乾燥米飯の引渡を受ける。

##### (4) その他の食品の確保

パン・副食物・粉ミルク等その他の食品（米・乾パン・乾燥米飯も含む。）については、災害時生活物資調達等協定に基づき、協定締結業者から調達し、困難な場合は、県本部に調達あっせんを要請する。

##### (5) 食糧の輸送

指定業者等より調達する食糧は、当該業者が市本部から指示された場所へ直送することとする。

##### (6) 食糧の集積・配送拠点

- ア 農村環境改善センター
- イ (株) 中通
- ウ 福山通運株式会社彦根営業所
- エ 彦根市スポーツ・文化交流センター
- オ 彦根総合スポーツ公園

（上記で不足する場合は、稲枝地区体育館、パーク・アンド・バスライド等を検討）

\*災害救助用米穀引渡要請書【資料編 P7-1-84 参照】

### ※5 応急給食（食糧の配給）実施要領

炊き出しその他による食糧の供給は、県の定める「災害時における応急食糧の緊急引渡し取扱要領」により処理されるが、その内容は概ね次のとおりである。

#### ■給食を実施するに当たっての基本事項

給食対象	基準量	取扱者	承認機関
1 被災者に対し炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 200 精米 g	市町長	知事
2 り災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代わって販売する場合	1食当たり 400 精米 g	市町長	知事
3 災害地における救助作業、急迫した災害の防止および緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 300 精米 g	作業実施責任機関	知事
4 特殊災害（爆発、船舶の沈没、列車の転覆等）の発生に伴い、被災者に対し炊き出し等による給食の必要がある場合	1食当たり 200 精米 g	市町長と災害発生機関が協議	知事

#### 【備考】

- ・災害救助法が適用され、災害応急配給が実施されている期間中は、原則としてその地域の被災者に対する通常配給は行わない。
- ・配給品目は、原則として米穀とするが、災害の状況および消費の実情等によって乾パンおよび乾燥米飯とする。

#### ■乾パンの応急給食に当たっての基本事項

1 乾パンの政府売却単位	1 梱 7.2 kg入り (100 g×36食×2) (食糧部乾パン)
2 乾パンの規格	食糧部乾パン 1袋 100 g (1食分) 防衛庁乾パン 1袋 230 g (2食分)
3 滋賀県自衛隊駐屯部隊名	陸上自衛隊大津部隊 大津市際川 1-1-1 陸上自衛隊今津部隊 高島市今津町今津 航空自衛隊 高島市新旭町

### ※6 炊き出しの具体的実施手順

炊き出しについては、現状の保有資機材等から炊き出し活動を行う。

- 炊き出し実施場所の決定  
市本部は、近隣の公共・公益施設での使用の可否を確認する。
- 炊き出し実施班の編成および出動  
市本部が決定し、保険年金班を主体に編成する。
- 移動式炊飯器、精米、炊き出し用品の調達および輸送  
市内の小中学校給食室等の炊飯器で炊き出しが可能な場合を除き、市保有の移動式炊飯器を輸送する。  
市民環境部は、県、協定締結業者もしくは農業協同組合等から精米を購入する。  
市民環境部は、市本部の用品・資機材数量を確認したうえで、必要なものを調達・輸送する。  
露天の場合は、テント・幕張等の準備もする。
- 炊き出し協力団体への依頼  
市本部から彦根市地域婦人団体連絡協議会、彦根市赤十字奉仕団、自主防災組織、自治会等へ依頼する。
- 市本部とのホットラインの確保

## 第4節 要配慮者支援

### <業務手順>

(1) 避難所における要配慮者支援					
業務実施時期		1日後 ~ 1週間後			
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 要配慮者のニーズを把握する	1-1 <input type="checkbox"/>	関係各班 <sup>※1</sup>	避難所等に避難した要配慮者数等を把握する	3-4-14	4-1-4
	1-2 <input type="checkbox"/>	関係各班	関係各班、市社会福祉協議会、ボランティア等と連携し、巡回相談体制を確立する	3-4-14	—
	1-3 <input type="checkbox"/>	関係各班	必要に応じて、事前に把握している有資格者や専門家、事前協定締結団体・事業者等に協力を要請し、避難所等の巡回相談体制を確立する	3-4-14	—
	1-4 <input type="checkbox"/>	関係各班	必要に応じて、市本部に県本部を通じて他の市町村の職員派遣等を要請し、避難所等の巡回相談体制を確立する	3-4-14	—
	1-5 <input type="checkbox"/>	関係各班	避難所等に巡回相談チームを派遣するなど要配慮者の実態調査を行う	3-4-14	—
	1-6 <input type="checkbox"/>	関係各班	要配慮者の人的、物的支援ニーズを整理する	3-4-14	—
2 要配慮者の避難生活支援等を実施する	2-1 <input type="checkbox"/>	関係各班	関係各班と要配慮者の人的、物的支援ニーズにしたがい、対応方針を検討する	3-4-14	—
	2-2 <input type="checkbox"/>	関係各班	対応方針にしたがい、要配慮者の避難生活上必要となる人材を確保する	3-4-14	—
	2-3 <input type="checkbox"/>	関係各班	対応方針にしたがい、要配慮者の避難生活上必要となる福祉用具・物資等を確保する	3-4-14	—
	2-4 <input type="checkbox"/>	関係各班	必要に応じて、福祉避難所、緊急入所施設、医療機関へ避難する者のスクリーニングを実施する	3-4-14	—
	2-5 <input type="checkbox"/>	関係各班	福祉避難所、緊急入所施設、医療機関等での対応が必要な要配慮者があるときは、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得て移送する	3-4-14	—
<関係機関> 県 市社会福祉協議会 民生委員・児童委員			<備考> ※1 関係各班 * 指定緊急避難場所、指定避難所【資料編 P4-1-4 参照】		

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

※1 関係各班

高齢福祉推進班、障害福祉班、幼児班、こども若者支援班、健康推進班、学校教育課、生涯学習課
--

## 第4節 文教関係の応急対策

### <業務手順>

(1) 園児、児童・生徒の安全確保					
業務実施時期		発災前 ～ 3時間後			
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 園児、児童・生徒等の安全を確保する	1-1 □	幼稚園保育所班 幼児班 教育総務班 学校教育班	校・園長等と連絡調整し、園児、児童・生徒および保護者、保育教諭、教職員等の安否状況を把握する	3-5-9	4-6-5
	1-2 □	幼稚園保育所班 幼児班 教育総務班 学校教育班	園児、児童・生徒および保護者、保育教諭、教職員等の安否情報を整理する	3-5-9	—
	1-3 □	幼稚園保育所班 幼児班 教育総務班 学校教育班	園児、児童・生徒および保護者、保育教諭、教職員等の安否情報の整理結果を市本部に報告する	3-5-9	—
	1-4 □	幼稚園保育所班 幼児班 教育総務班 学校教育班	園児、児童・生徒および保護者、保育教諭、教職員等について、各学校長、消防団、彦根警察署等と連携して、捜索する	3-5-9	—
<関係機関> 学校長 消防団 彦根警察署 PTA			<備考> *公立学校・幼稚園・保育所・認定こども園における応急対策【資料編 P4-6-5 参照】		

(2) 文教施設等の応急対策						
業務実施時期		発災3時間後 ~ 1か月後				
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ	
1	所管する各学校教育施設、社会教育施設の被害状況を把握する	1-1 <input type="checkbox"/>	幼稚園保育所班 幼児班 教育総務班 生涯学習班 文化振興班 学校教育班 図書館班 彦根城博物館班	所管する各幼稚園・保育所・認定こども園、学校教育施設、社会教育施設の緊急点検調査に必要な人員、資機材を確保する	3-5-9	—
		1-2 <input type="checkbox"/>	幼稚園保育所班 幼児班 教育総務班 生涯学習班 文化振興班 学校教育班 図書館班 彦根城博物館班	所管する各幼稚園・保育所・認定こども園、学校教育施設、社会教育施設の緊急点検調査を実施し、二次災害等危険度を評価する	3-5-9	—
		1-3 <input type="checkbox"/>	幼稚園保育所班 幼児班 教育総務班 生涯学習班 文化振興班 学校教育班 図書館班 彦根城博物館班	所管する各幼稚園・保育所・認定こども園、学校教育施設、社会教育施設の緊急点検調査実施結果を整理する	3-5-9	—
		1-4 <input type="checkbox"/>	幼稚園保育所班 幼児班 教育総務班 生涯学習班 文化振興班 学校教育班 図書館班 彦根城博物館班	所管する各幼稚園・保育所・認定こども園、学校教育施設、社会教育施設の緊急点検調査実施結果を市本部に報告する	3-5-9	—
		1-5 <input type="checkbox"/>	幼稚園保育所班 幼児班 教育総務班 生涯学習班 文化振興班 学校教育班 図書館班 彦根城博物館班	所管する各幼稚園・保育所・認定こども園、学校教育施設、社会教育施設の被災状況を災害発生後1週間以内に県本部（担当事業課）へ報告する	3-5-9	—
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ	
2	所管する各学校教育施設	2-1 <input type="checkbox"/>	幼稚園保育所班 幼児班 教育総務班	所管する各幼稚園・保育所・認定こども園、学校教育施設、社会教育施設	3-5-9	—

風水雪害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

設、社会教育施設の応急修理を行う		生涯学習班 文化振興班 学校教育班 図書館班 彦根城博物館班	設に著しい被害を生じるおそれがある場合は、避難および立入制限等の措置を講じる		
	2-2 <input type="checkbox"/>	幼稚園保育所班 幼児班 教育総務班 生涯学習班 文化振興班 学校教育班 図書館班 彦根城博物館班	所管する各幼稚園・保育所・認定こども園、学校教育施設、社会教育施設に関し、障害物の除去、仮復旧等施設状況に応じた二次災害防止措置を講じる	3-5-9	—
	2-3 <input type="checkbox"/>	幼稚園保育所班 幼児班 教育総務班 生涯学習班 文化振興班 学校教育班 図書館班 彦根城博物館班	所管する各幼稚園・保育所・認定こども園、学校教育施設、社会教育施設の応急措置に関し、必要に応じて、市本部に県等への応援要請を依頼する	3-5-9	—
	2-4 <input type="checkbox"/>	幼稚園保育所班 幼児班 教育総務班 生涯学習班 文化振興班 学校教育班 図書館班 彦根城博物館班	所管する各幼稚園・保育所・認定こども園、学校教育施設、社会教育施設に関し、実施した二次災害防止措置をとりまとめ、市本部に報告する	3-5-9	—
	2-5 <input type="checkbox"/>	幼稚園保育所班 幼児班 教育総務班 生涯学習班 文化振興班 学校教育班 図書館班 彦根城博物館班	所管する各幼稚園・保育所・認定こども園、学校教育施設、社会教育施設に関し、実施した対応状況を県本部（教育委員会）へ報告する	3-5-9	—

<関係機関> 校・園長、施設管理者 県	<備考>
---------------------------	------

(3) 応急保育・応急教育対策					
業務実施時期		発災1週間後 ~ 1か月後			
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 応急保育を実施する	1-1 <input type="checkbox"/>	幼稚園保育所班	各園長より、園児や職員の被災状況、園舎のインフラの復旧状況、避難所の利用状況により、保育再開が困難な施設の有無を把握する	3-5-9	—
	1-2 <input type="checkbox"/>	幼稚園保育所班	保育再開が困難な施設がある場合は、他の施設の利用等に関する調整を行い、応急保育を実施する	3-5-9	—
	1-3 <input type="checkbox"/>	幼稚園保育所班	長期にわたり、園舎が使用不能で他の施設の確保が困難なときは、当該園長に自宅待機等の措置を指示する	3-5-9	—
	1-4 <input type="checkbox"/>	幼稚園保育所班	必要に応じて、保育再開の見通し、状況の推移等について、園長を通じて保護者に連絡する	3-5-9	—
<関係機関> 園長			<備考>		

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

		2-8 <input type="checkbox"/>	住宅班	必要に応じて、災害公営住宅の建設を判断する	4-1-4	—
		2-9 <input type="checkbox"/>	住宅班	災害公営住宅の建設を判断したときは、災害公営住宅用地を確保する	4-1-4	—
		2-10 <input type="checkbox"/>	住宅班	県と協力して、災害公営住宅建設計画を作成する	4-1-4	—
		2-11 <input type="checkbox"/>	住宅班	国庫補助を受けて、災害公営住宅を建設する	4-1-4	—
3	税金や保険料等の減免・猶予を行う	3-1 <input type="checkbox"/>	税務班 保険年金班 上下水道業務班	法令および条例の規定に基づく、災害時の税金や保険料、水道料金、下水道料金等の減免や猶予に関する条件や手続きを把握する	4-1-5	—
		3-2 <input type="checkbox"/>	税務班 保険年金班 上下水道業務班	相談体制を確立する	4-1-5	—
		3-3 <input type="checkbox"/>	税務班 保険年金班 上下水道業務班	法令および条例の規定に基づく、災害時の税金や保険料、水道料金、下水道料金等の減免や猶予に関する広報資料を作成する	4-1-5	—
		3-4 <input type="checkbox"/>	税務班 保険年金班 上下水道業務班	総合相談窓口内に相談窓口を開設する	4-1-5	—
		3-5 <input type="checkbox"/>	税務班 保険年金班 上下水道業務班	各種相談、申請を受付ける	4-1-5	—
		3-6 <input type="checkbox"/>	税務班 保険年金班 上下水道業務班	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続きを行う	4-1-5	—
		3-7 <input type="checkbox"/>	税務班 保険年金班 上下水道業務班	相談、申請情報を整理する	4-1-5	—
		4	雇用の安定を確保する	4-1 <input type="checkbox"/>	地域経済振興班	企業や労働者の被災状況を把握し、災害による離職者の情報を把握する
4-2 <input type="checkbox"/>	地域経済振興班			雇用の確保対策が必要なときは、県に災害による離職者の状況を報告し、国の対策等を要望する	4-1-5	—
4-3 <input type="checkbox"/>	地域経済振興班			県、滋賀労働局等が就職の支援対策を実施するときは、その内容を把握し、情報を整理する	4-1-5	—

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

		4-4 <input type="checkbox"/>	地域経済振興班	県、滋賀労働局等と連携して、被災事業主、被災求職者等に提供する	4-1-5	—
5	被災園児等を保護する	5-1 <input type="checkbox"/>	こども若者支援班 幼児班 幼稚園保育所班	要保護児童対策地域協議会の必要性を検討する	4-1-5	—
		5-2 <input type="checkbox"/>	こども若者支援班 幼児班 幼稚園保育所班	要保護児童対策地域協議会の開催（メンバー、スケジュール案等）を検討する	4-1-5	—
		5-3 <input type="checkbox"/>	こども若者支援班 幼児班 幼稚園保育所班	要保護児童対策地域協議会を開催する	4-1-5	—
		5-4 <input type="checkbox"/>	こども若者支援班 幼児班 幼稚園保育所班	要保護児童対策地域協議会の決定事項を推進する	4-1-5	—

<関係機関> 県	<備考> ※1 生活再建に係る資金の支給・貸付 ※2 災害公営住宅の建設基準
-------------	--

※1 生活再建に係る資金の支給・貸付

<p>*被災者生活再建支援金の支給内容【資料編 P6-2-1参照】</p> <p>*滋賀県被災者生活再建支援制度による支給内容【資料編 P6-2-2参照】</p> <p>*災害弔慰金の支給内容【資料編 P6-2-2参照】</p> <p>*災害障害見舞金の支給内容【資料編 P6-2-3参照】</p> <p>*彦根市災害見舞金の支給内容【資料編 P6-2-3参照】</p> <p>*災害援護資金の貸付内容【資料編 P6-2-4参照】</p> <p>*生活福祉資金の貸付内容【資料編 P6-2-4参照】</p>
---

※2 災害公営住宅の建設基準

<p>(1) 建設対象</p> <p>ア 地震、暴風雨、洪水その他異常な自然現象による災害の場合</p> <p>(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。</p> <p>(イ) 市の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。</p> <p>(ウ) 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。</p> <p>イ 火災による災害の場合</p> <p>(ア) 被災地全域の滅失戸数が200戸以上のとき。</p> <p>(イ) 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。</p> <p>(2) 入居者の選定</p> <p>次の条件により入居者を選定する。</p> <p>ア 当該災害により住宅を滅失した世帯</p> <p>イ 現に住居に困窮していることが明らかな世帯（災害が発生した日から3年を経過する日までの間）</p> <p>(3) 補助義務戸数</p> <p>災害により滅失した住宅戸数の3割以内（激甚災害の場合5割）</p> <p>(4) 建設費の国庫補助</p> <p>建設等に要する費用（標準建設費まで）の3分の2</p>
---

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

### 第3章 公共施設の災害復旧

#### <業務手順>

(1) 復旧事業の財政対策						
業務実施時期		1週間後～災害終了				
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ	
1	経理処理に関する災害時暫定ルールを作成する	1-1 <input type="checkbox"/>	財政班	応急対策および復旧対策実施上発生する現金、物品の支出、経理処理に関する災害出納事務担当を配置する	4-3-2	—
		1-2 <input type="checkbox"/>	財政班	各部が行う委託契約の支払条件、契約書類、請求書・納品書等の経理処理に関する災害時暫定ルールを検討する	4-3-2	—
		1-3 <input type="checkbox"/>	財政班	本部長の承認を受けるなど、経理処理に関する災害時暫定ルールを決定し、各部に検討結果を伝達する	4-3-2	—
2	資金計画を策定する	2-1 <input type="checkbox"/>	財政班	応急対策、復旧対策に関する予算の設置、災害関連財政支出の管理、被害総額の集計等の一連の災害財務に関する災害財務統括担当を配置する	4-3-2	—
		2-2 <input type="checkbox"/>	財政班	災害応急対策および災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握する	4-3-2	—
		2-3 <input type="checkbox"/>	財政班	各部が活用する各種災害復旧事業制度等を把握する	4-3-2	6-3-2～3
		2-4 <input type="checkbox"/>	財政班	各種災害復旧事業制度、地方債制度および地方交付税制度等を踏まえ、資金計画を策定する	4-3-2	—
3	復旧・復興財源を確保する	3-1 <input type="checkbox"/>	財政班	普通交付税の繰上交付、災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入、特別交付税の交付および起債等、地方財政措置制度に基づき必要な措置を講ずる	4-3-2	—
		3-2 <input type="checkbox"/>	財政班	現行の法制度に基づく事業制度および措置等では十分な対応が図れないときは、国へ特別措置等を要望する	4-3-2	—
		3-3 <input type="checkbox"/>	財政班	一時的に資金が不足する場合は、金融機関からの一時借入金または地方財務局からの災害応急融資により、必要資金を確保する	4-3-2	—
		3-4 <input type="checkbox"/>	財政班	必要に応じて、復興基金を設立する	4-3-2	—
<関係機関> 国 金融機関			<備考> *激甚災害に係わる財政援助措置の対象【資料編 P6-3-2 参照】 *局地激甚災害に係わる財政援助措置の対象【資料編 P6-3-3 参照】			

風水被害対策	地震災害対策	大規模事故災害対策	原子力災害対策	各対策共通
--------	--------	-----------	---------	-------

(2) 公共施設の復旧事業の推進					
業務実施時期		1週間後～災害終了			
業務	手順	担当班	実施内容	本編のページ	資料編のページ
1 災害申請を行い災害復旧事業の補助を受ける	1-1 <input type="checkbox"/>	各施設を所管する班	被災した所管する施設の災害復旧に関する現地調査を実施する	4-3-1	6-3-1
	1-2 <input type="checkbox"/>	各施設を所管する班	災害発生後1か月以内に災害状況報告書を作成し、県の担当事業課に報告する	4-3-1	—
	1-3 <input type="checkbox"/>	各施設を所管する班	災害復旧に係る設計図書（図面、積算書等）を作成する	4-3-1	—
	1-4 <input type="checkbox"/>	各施設を所管する班	災害発生後60日以内かつ査定前に国庫負担に関する交付申請書を作成し、提出する	4-3-1	—
	1-5 <input type="checkbox"/>	各施設を所管する班	災害査定に立会い、現場において被害状況、申請工事内容等必要な説明を行う	4-3-1	—
2 災害復旧事業を実施する	2-1 <input type="checkbox"/>	各施設を所管する班	補助事業の適用を受けた被災所管施設の災害復旧事業計画を策定する	4-3-4	—
	2-2 <input type="checkbox"/>	各施設を所管する班	災害復旧事業の発注準備を行い、施工業者を決定する	4-3-4	—
	2-3 <input type="checkbox"/>	各施設を所管する班	委託した災害復旧事業の進捗管理を行う	4-3-4	—
	2-4 <input type="checkbox"/>	各施設を所管する班	災害復旧事業の竣工検査を行い、事業費を精算する	4-3-4	—
<関係機関> 県			<備考> ※1 各施設を所管する班 *災害復旧事業の種類【資料編 P6-3-1 参照】		

※1 各施設を所管する班

公共土木・都市施設：道路河川班、都市計画班、交通政策班 農林水産業施設：農林水産班 水道施設：上水道工務班、上下水道総務班、上下水道業務班 下水道施設：下水道建設班、上下水道総務班、上下水道業務班 公営住宅：住宅班 医療施設：健康推進班、病院事務局班 社会福祉施設：社会福祉班、高齢福祉推進班、幼児班、こども若者支援班、障害福祉班、幼稚園保育所班 学校教育施設：幼稚園保育所班、教育総務班、学校教育班 社会教育施設：生涯学習班、文化振興班、学校教育班、図書館班、文化財班、彦根城博物館班 環境衛生施設：生活環境班、清掃センター班 文化財施設：文化財班
---